

資料編

日高市の概要

■ 位置および面積

東経 139度20分

北緯 35度54分

面積 47.48km²

広ぼう 東西約11.1km 南北約6km

標高（市役所） 73m

■ 国勢調査人口・世帯数の推移

・各年10月1日現在

年	世帯数	人口 (人)	男 (人)	女 (人)	1世帯 当たり 人員 (人)	人口密 度	人口伸 率 (%)
昭和30	2,974	16,776	8,278	8,498	5.64	354.4	4.1
35	3,213	16,683	8,324	8,359	5.19	352.4	-0.6
40	3,663	17,768	8,852	8,916	4.85	375.3	6.5
45	4,933	21,646	10,811	10,835	4.39	457.2	21.8
50	8,153	32,339	16,263	16,076	3.97	683.1	49.4
55	11,388	43,219	21,655	21,564	3.8	912.9	33.6
60	12,976	48,227	24,062	24,165	3.72	1,018.7	11.6
平成2	15,002	53,169	26,505	26,664	3.54	1,119.8	10.2
7	16,453	54,884	27,331	27,553	3.33	1,155.5	3.2
12	17,278	53,758	26,629	27,129	3.11	1,131.7	-2.1
17	18,484	53,619	26,637	26,982	2.90	1,128.8	-0.3
22	21,227	57,473	28,548	28,925	2.67	1,210.5	7.2
27	22,145	56,520	28,069	28,451	2.55	1,190.4	-1.7
令和2	22,379	54,571	26,953	27,618	2.44	1,149.3	-3.4

※人口伸率は前調査対比

昭和30年は、日高町と高萩村の合計

目 次

資 料 編	1
第1章 条例	1
資料第1 日高市防災会議条例	3
資料第2 日高市災害対策本部条例	5
資料第3 日高市災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則	6
資料第4 日高市災害見舞金支給条例及び同条例施行規則	16
第2章 協定	19
資料第5 埼玉県防災ヘリコプター応援協定（埼玉県）	21
資料第6 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県川越都市圏まちづくり協議会）	23
資料第7 全国日高災害時相互応援に関する協定（北海道日高町、兵庫県日高町（当時）、和歌山県日高町、高知県日高村）	25
資料第8 災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定書（丸美屋食品工業株式会社）	27
資料第9 災害時における人員、物資等の輸送に関する協定書（一般社団法人埼玉県トラック協会いるまの支部）	29
資料第10 災害時等の食糧品の優先供給に関する協定書（株式会社ヤオコー）	32
資料第11 災害時等の食糧品の優先供給に関する協定書（いるま野農業協同組合）	34
資料第12 大規模災害時における相互応援に関する協定書（飯能市）	36
資料第13 平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定（千葉県袖ヶ浦市、埼玉県鶴ヶ島市、大阪府阪南市、奈良県香芝市、東京都羽村市）	38
資料第14 災害時等の食糧及び生活必需品の優先供給に関する協定書（株式会社ベイシア）	40
資料第15 災害時における飲料水の優先供給等に関する協定書	42
資料第16 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県、県内全市町村）	44
資料第17 災害時における応急対策活動に関する協定書（日高鳶土木共同組合）	46
資料第18 災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定書（社団法人全国霊柩自動車協会、埼玉葬祭業協同組合）	48
資料第19 災害時における応急絆創膏等の優先提供に関する協定書（ニチバン株式会社）	50
資料第20 災害時等における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社川越支社）	52
資料第21 災害時における食糧品の優先提供に関する協定書（東洋水産株式会社）	54
資料第22 災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書（医療法人 和会）	56

資料第23	災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書（社会福祉法人 武蔵会）	58
資料第24	災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書（社会福祉法人晃和会）	60
資料第25	災害時における飲料水の優先供給等に関する協定書（サントリービバレッジソリューション株式会社）	62
資料第26	災害時における支援協力に関する協定書（株式会社日高カントリー倶楽部）	64
資料第27	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（埼玉県電気工事工業組合）	66
資料第28	災害時におけるバス等による緊急輸送活動に関する協定書（社団法人埼玉県バス協会西部地区部会）	68
資料第29	災害時における緊急設備支援に関する協定書（株式会社セレスポ）	70
資料第30	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	72
資料第31	災害時における緊急放送の協力に関する協定書（飯能ケーブルテレビ株式会社）	74
資料第32	日高市と大磯町の災害時相互応援に関する協定（神奈川県大磯町）	76
資料第33	災害時における支援協力に関する協定書（日高市食品衛生協力会）	78
資料第34	災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人飯能地区医師会）	80
資料第35	災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人飯能地区歯科医師会）	82
資料第36	災害時の医療救護活動に関する協定書（飯能地区薬剤師会）	85
資料第37	災害時の医療救護活動に関する協定書（日高市柔道整復師会）	88
資料第38	災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書（株式会社伊藤園）	90
資料第39	災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定書（モスト技研株式会社）	93
資料第40	災害時における廃棄物処理に関する協定書（日高環境保全協同組合）	97
資料第41	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（埼玉県立日高特別支援学校）	100
資料第42	災害時における寝具類の優先提供に関する協定書（株式会社東基）	102
資料第43	災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定書（グランド産業株式会社）	104
資料第44	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	106
資料第45	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（埼玉司法書士会）	109
資料第46	地域貢献型広告に関する協定書（東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社）	111
資料第47	大規模災害時における相互応援に関する協定書（所沢市、飯能市、狭山市、入間市）	113

資料第48	災害時等の応急作業に関する協定書（市内建設事業者9社）	115
資料第49	日高市と日高市内郵便局との地域における協力に関する協定書（日高市内郵便局）	117
資料第50	災害時の食糧等の提供に関する協定書（アスクル株式会社）	124
資料第51	災害時における燃料等の優先供給に関する協定書（埼玉県石油商業組合飯能支部日高班）	127
資料第52	災害時におけるL P ガス等の提供に関する協定書（社団法人埼玉県L P ガス協会西武支部）	129
資料第53	災害時における井戸水の供給に関する協定書（市内6事業所）	131
資料第54	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書（埼玉女子短期大学）	133
資料第55	災害時における無人航空機（ドローン）を活用した被害状況調査等に関する協定書（司測量設計調査株式会社）	136
資料第56	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	138
資料第57	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書（学校法人埼玉医科大学）	140
資料第58	災害時における物資提供等の協力に関する協定書（ムサシ王子コンテナ株式会社）	143
資料第59	災害時における被災者支援に関する協定書（埼玉県行政書士会）	145
資料第60	災害時における食糧品の優先提供等に関する協定書（株式会社旭フーズ）	147
資料第61	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書（株式会社デベロップ）	149
資料第62	災害時における支援協力に関する覚書（株式会社高麗川カントリー倶楽部）	151
資料第63	災害発生時における施設等の提供協力に関する協定書（G L P 投資法人）	153
資料第64	災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ）	155
第3章	災害履歴	157
資料第65	埼玉県における主な地震被害	159
資料第66	歴史に残る過去の風水害	160
第4章	消防関係・防災設備	163
資料第67	埼玉西部消防組合非常招集に関する要綱第5条別表 非常招集の発令基準（その他の災害）	165
資料第68	危険物貯蔵所等の状況	166
資料第69	市の防災行政無線【移動系】設置状況	167
資料第70	市の防災行政無線【固定系】設置状況	168
資料第71	防災倉庫等備蓄品一覧	171
資料第72	消防業務相互応援協定締結一覧表	173

資料第73	防災ヘリコプター出場要請（受信）書	174
第5章	避難関係	175
資料第74	都市公園数及び面積の状況	177
資料第75	避難場所一覧表	178
資料第76	医療施設一覧表	181
第6章	その他	183
資料第77	災害危険箇所	185
資料第78	応急仮設住宅建設可能用地について	189
資料第79	応急仮設住宅入居者台帳	190
資料第80	住宅応急修理記録簿	191
資料第81	義援金品受領書	192
資料第82	り災証明書等	193
資料第83	災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準	195
資料第84	緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証	203
資料第85	緊急通行車両等確認申請書	204
資料第86	八高線列車転覆事故の概要	205
資料第87	県報告様式	206
資料第88	震災応急対策シミュレーション	213
資料第89	日高市防災会議委員名簿	216
資料第90	南海トラフ地震における地震防災対策推進地域	217
資料第91	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置	218
資料第92	市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式	231
資料第93	防災重点農業用ため池一覧	233
資料第94	砂防指定地指定状況	234
資料第95	災害応急対策活動拠点一覧（広域防災拠点等）	235
資料第96	指定文化財集中場所および指定文化財建造物	236

第 1 章 条例

資料第1 日高市防災会議条例

(計画6ページ)

〔 昭和39年4月1日 〕
〔 条 例 第 9 号 〕

改正 平成3年9月25日条例第16号
平成8年3月25日条例第10号
平成12年3月23日条例第19号
平成21年3月24日条例第7号
平成24年9月28日条例第20号

日高市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、日高市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 日高市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長が職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長及び日高市消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 知識経験を有する者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県 of 職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年9月25日条例第16号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日条例第10号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第20号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定(日高市防災会議条例第3条第5項第6号の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

資料第2 日高市災害対策本部条例

(計画108ページ)

〔 昭和39年4月1日
条 例 10号 〕

改正 平成12年3月23日条例第16号
平成24年9月28日条例第21号

日高市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、日高市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料第3 日高市災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則

(計画229ページ)

日高市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月25日
条例第27号

改正 昭和50年3月15日条例第15号
昭和52年3月25日条例第10号
昭和53年9月20日条例第19号
昭和56年9月18日条例第12号
昭和57年12月18日条例第31号
昭和62年3月9日条例第3号
平成3年12月10日条例第31号
平成23年12月22日条例第19号
平成31年3月22日条例第3号
令和元年12月20日条例第19号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) その他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、

「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で規則で定める率とする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月15日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月25日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年9月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年7月1日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年9月18日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和56年7月1日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月18日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月9日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月10日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年12月22日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月22日条例第3号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日高市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

日高市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔昭和49年12月25日〕
規則第10号

改正 昭和57年12月18日規則第23号
平成29年2月1日規則第1号
平成31年3月27日規則第11号
令和元年12月20日規則第18号
令和3年6月22日規則第31号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、日高市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、生年月日
 - (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
 - (3) 死亡者の遺族に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、生年月日
 - (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
 - (3) 障害の種類及び程度に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (必要書類の提出)

- 第5条** 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
- 2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（保証人及び利率）

- 第6条** 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 資金は、保証人を立てる場合にあつては無利子とし、保証人を立てない場合にあつては、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第9条の違約金を包含するものとする。

（借入れの申込み）

- 第7条** 資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。
- （1）借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - （2）貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - （3）貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - （4）保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- （1）世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - （2）被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - （3）その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

- 第8条** 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- （貸付けの決定）

- 第9条** 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。
（借用書の提出）
- 第10条** 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書）（様式第5号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑登録証明書）を添えて市長に提出しなければならない。
（貸付金の交付）
- 第11条** 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。
（償還の完了）
- 第12条** 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
（繰上償還の申出）
- 第13条** 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。
（償還金の支払猶予）
- 第14条** 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。
（違約金の支払免除）
- 第15条** 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。
（償還免除）
- 第16条** 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請書」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認め

る事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第18条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年6月25日から適用する。

附 則（昭和57年12月18日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成29年2月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第11号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の日高市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月22日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

（様式 省略）

資料第4 日高市災害見舞金支給条例及び同条例施行規則

(計画231ページ)

日高市災害見舞金支給条例

〔平成12年3月23日
条例第4号〕

改正 平成23年3月22日条例第4号
平成24年6月29日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を支給することにより、災害を受けた者の保護及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「災害」とは、市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害で、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けないものをいう。

2 この条例で「被災者」とは、災害発生時に市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者をいう。

(災害見舞金の支給)

第3条 市は、災害により、次の各号に掲げる被害を受けた被災者に対し、当該各号に掲げる額の災害見舞金を支給する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 負傷した者1人につき | 5万円 |
| (2) 住居の全焼、全壊又は流失 | 10万円 |
| (3) 住居の半焼又は半壊 | 5万円 |
| (4) 住居の床上浸水 | 3万円 |

2 前項の規定にかかわらず、当該災害が被災者の故意又は重大な過失により発生した場合には、見舞金を支給しない。

3 第1項第2号から第4号までに係る見舞金は、災害発生時において当該住居に現に居住していた被災者に支給するものとする。

(弔慰金の支給)

第4条 市は、災害により被災者が死亡したときは、当該被災者の葬祭を行う遺族に対し、弔慰金を支給する。

2 前項の弔慰金の額は、死亡した者1人につき10万円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該災害が被災者の故意又は重大な過失により発生した場合には、弔慰金を支給しない。

(届出及び支給の決定)

第5条 前2条の規定による見舞金又は弔慰金（以下「災害見舞金」という。）の支給を受けようとする者は、り災証明書又は医師の診断書を添えて、災害を受けた日から

15日以内に市長に届け出るものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、その事由を確認し、支給の可否を速やかに決定するものとする。

(支給決定の取消し)

第6条 市長は、災害見舞金の支給額を決定した後において次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、これを取り消すことができる。

(1) 故意に給付の事由を生じさせたとき。

(2) 届出の内容に偽りがあったとき。

(災害見舞金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により取り消した災害見舞金が、既に支給されているときは、その全額又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日高市災害見舞金支給条例の規定は、同日以後の災害による災害見舞金について適用し、同日前の災害による災害見舞金については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月29日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。(後略)

日高市災害見舞金支給条例施行規則

平成12年3月31日
規則第7号

改正 平成23年3月22日規則第3号
平成29年2月1日規則第1号
令和3年6月22日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、日高市災害見舞金支給条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(被害の程度)

第2条 条例第3条第1項各号に規定する被害の程度は、次のとおりとする。

- (1) 負傷とは、医師の診断書に基づく療養期間が1か月以上である場合をいう。
- (2) 住居の全焼、全壊又は流失とは、住居の焼失、損壊若しくは流失した部分が床面積の70パーセント以上に達したものの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できない程度のものをいう。
- (3) 住居の半焼又は半壊とは、住居の焼失又は損壊した部分が床面積の20パーセント以上70パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって住居として使用することができる程度のものをいう。
- (4) 住居の床上浸水とは、住居の床以上に浸水したため、一時的にその住居に居住することができない程度のものをいう。

第3条 条例第4条第1項に規定する死亡とは、その災害が原因で10日以内に死亡した場合をいう。

(様式)

第4条 別表の左欄に掲げる申請書その他必要な書類の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるところによるものとする。

(決定の取消し)

第5条 条例第6条の規定による決定の取消しは、文書をもってしなければならない。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月22日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

(別表・様式 省略)

第 2 章 協定

資料第5 埼玉県防災ヘリコプター応援協定（埼玉県）

（計画201ページ）

（目的）

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- （1） 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- （2） 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- （3） その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県環境部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- （1） 災害の種別
- （2） 災害発生場所及び被害の状況
- （3） 災害発生現場の気象状態
- （4） 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- （5） 応援に要する資機材の品目及び数量
- （6） その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の職員の指揮）

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第7条 応援要請に基づき消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記入押印の上それぞれ一通を所持する。

平成3年3月29日

※ この協定書における組織名は、協定締結当時のものであり、現在、埼玉県環境部消防防災課防災航空係は、埼玉県危機管理防災部防災航空センターへ窓口が引き継がれています。

資料第6 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県川越都市圏まちづくり協議会）

（計画193ページ）

（趣旨）

第1条 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町（以下「構成市町」という。）は、埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）に基づく広域的施策の一環として、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第2条 この協定は、構成市町の区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に規定する災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができない場合、同法第67条第1項の規定に基づき、被災市町の要請に応え、相互に連携協力して迅速かつ円滑な救援活動を遂行するために必要な事項を定め、以て、住民生活の安全に寄与することを目的とする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）救援活動を遂行するために必要な情報の収集及び提供
- （2）食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
- （3）救援活動に必要な職員の派遣
- （4）避難場所、避難施設の提供
- （5）その他、救援活動に必要な資機材及び労務の提供で、特に要請のあった事項

（連絡担当課等）

第4条 構成市町は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、第2条に規定する災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

（応援要請の手続き）

第5条 応援を受けようとする市町は、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭にて要請できるものとし、後日文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町の負担とする。
- （2）前号に掲げるもののほか、救援物資の調達、その他救援に要する経費は応援を受ける市町の負担とする。ただし、市町相互の協議により、応援を行う市町の負担とすることで合意が整った場合は、この限りでない。

（連絡会議）

第7条 この協定の遂行に関し必要な事項を協議するため、構成市町の防災担当をもって組織する連絡会議を設置する。

2 連絡会議は随時開催とし、前項の協議のほか、防災に関する情報交換及び調査研究を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項若しくはこの協定に疑義が生じた場合は、構成市町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書7通を作成し、構成市町長が記名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成10年6月1日

川越市長

坂戸市長

鶴ヶ島市長

日高市長

川島町長

毛呂山町長

越生町長

資料第7 全国日高災害時相互応援に関する協定（北海道日高町、兵庫県日高町（当時）、和歌山県日高町、高知県日高村）

（計画193ページ）

北海道日高町、埼玉県日高市、兵庫県日高町（当時）、和歌山県日高町及び高知県日高村（以下「構成市町村」という。）は、全国日高地域間交流事業の一環として、災害発生時における相互応援に関し、全国日高災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、構成市町村の区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合、被災市町村の要請に応え、相互に連携協力して迅速かつ円滑な救援活動を遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）救援及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣、資機材及び物資の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
- （3）ボランティアの斡旋
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（連絡担当課の設置）

第3条 構成市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、法第2条に規定する災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の要請）

第4条 応援を要請する市町村は、次の事項を明らかにして、応援の要請をするものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及びその場所への経路
- （3）応援を必要とする期間
- （4）第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに物資等の品名、数量等
- （5）その他必要な事項

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町村の負担とする。
- （2）前号に掲げるもののほか、救援物資の調達、その他救援及び応急復旧活動等に要する経費は、応援を要請した市町村の負担とする。ただし、市町村相互の協議により、応援を行う市町村の負担とすることで合意が整った場合は、この限りでない。

(損害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う市町村が負うものとする。ただし、応援を要請した市町村は、応援を行う市町村から損害賠償について協議の申し入れがあった場合は、これに応ずるものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援を要請した市町村の応援活動への往復途上に生じたものを除き、応援を要請した市町村がその賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第7条 構成市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項若しくはこの協定に疑義が生じた場合は、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、構成市町村長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成10年12月25日

北海道日高町長

埼玉県日高市長

兵庫県日高町長

和歌山県日高町長

高知県日高村長

資料第8 災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定書（丸美屋食品工業株式会社）

（計画185ページ）

日高市（以下「甲」という。）と丸美屋食品工業株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害時の応援協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域で大規模な災害が発生した場合、又は甲の災害時相互応援協定市町村等（別表第1）からの応援要請が甲にあった場合、甲と乙とが、相互に協力して災害時の生活の早期安定を図るため、応急食糧供給の協力に関する事項について定めるものとする。

（応援協力の種類）

第2条 乙の甲への応援協力の種類は、次のとおりとする。

- （1）保有食糧品の供給
- （2）運搬に対する協力
- （3）前2号に定めるもののほか、特に必要があると認められるもの

（連絡調整の窓口）

第3条 両者は平常時において、あらかじめ応援協力に関する連絡窓口を定め、必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、後日、文書を提出するものとする。

（応急食糧供給の協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有食糧品の優先供給及び運搬に対する協力等に、可能な限り努めるものとする。

（応急食糧）

第6条 甲が乙に要請する災害時の応急食糧は、原則として別表第2のとおりとする。

（経費の負担）

第7条 応援協力に要する経費の負担は、次のとおりとする。

（1）供給した保有食糧品の対価については、甲が負担する。

（2）前号に掲げる以外の経費は、甲、乙協議のうえ、決定する。

2 前甲第1号に規定する経費は、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年4月14日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 東京都杉並区松庵一丁目15番地18号
丸美屋食品工業株式会社
代表取締役社長

資料第9 災害時における人員、物資等の輸送に関する協定書（一般社団法人埼玉県トラック協会いるまの支部）

（計画182・187ページ）

日高市（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県トラック協会いるまの支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に地震、風水害等の災害が発生し、甲が日高市地域防災計画に基づき、災害応急対策活動のために貨物自動車（以下「緊急輸送車両」という。）による緊急輸送が必要となった場合又は甲が他の地方公共団体との間で相互に実施する災害応急対策活動のために緊急輸送車両による緊急輸送が必要となった場合において、乙の協力により迅速に緊急輸送車両を調達することによって、災害応急対策活動の迅速化を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

- 第2条 甲は、災害応急対策活動を実施するために緊急輸送を乙に要請する場合は、様式1「緊急輸送要請書」により行うものとする。
- 2 甲は、緊急輸送や物資の保管等に関する専門的な助言を行う者（以下「物流専門家」という。）の日高市災害対策本部又は物資拠点への派遣を乙に要請する場合は、様式2「物流専門家派遣要請書」により行うものとする。
- 3 甲は、前2項の規定に基づく要請について、文書により要請することが困難な場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

- 第3条 乙は、甲から前条第1項の規定に基づく要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、様式3「緊急輸送実施計画書」を提出するとともに、他に優先して、その所属する運送事業者を指定し（以下「指定運送事業者」という。）、緊急輸送車両を甲の利用に供することができるようにするものとする。
- 2 乙は、甲から前条第2項の規定に基づく要請を受けた場合は、可能な限り協力し、その所属する物流専門家を指定して派遣するものとする。

（報告）

- 第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく緊急輸送を実施した場合は、甲に対して様式4「緊急輸送実施報告書」により報告するものとする。
- 2 乙は、前条第2項の規定に基づく派遣を実施した場合は、甲に対して様式5「物流専門家派遣報告書」により報告するものとする。

3 乙は、前2項の規定に基づく報告について、文書により報告することが困難な場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(費用)

第5条 第3条第1項の規定に基づく緊急輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、他の地方公共団体の長等の要請に応じて緊急輸送を実施した場合は、同法第92条に定めるところによるものとする。

2 前項の費用は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第11条の規定に基づき、乙が国土交通大臣に届け出た運賃及び料金並びに同法附則第1条の3各項の規定を踏まえ、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第3条第1項の規定に基づく緊急輸送に要した報償費及び費用弁償は、甲が負担するものとする。

4 前項の費用は、実際に乙が拠出した額等を踏まえ、甲乙協議の上、決定するものとする。

(運転中断の措置)

第6条 緊急輸送を実施している緊急輸送車両が、事故その他の理由により運行を中断した場合は、乙は甲に対して速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第3条第1項の規定に基づく緊急輸送により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急輸送中の従事者の責めに帰する理由により生じた損害は、乙が負担するものとする。

(災害補償)

第8条 第3条第1項の規定に基づく緊急輸送に従事した者が、当該業務に従事したため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合においては、甲は、次の各号に掲げる場合を除き、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第7条の扶助金の例により、その損害を補償する。

(1) 緊急輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 緊急輸送に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合

(3) 当該事案が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(緊急輸送車両の事前届出)

第9条 乙は、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施するため、当該輸送に使用することが見込まれる車両について、車両の本拠の位置を管轄する警察署から、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けるものとする。

(情報提供)

第10条 乙は、緊急輸送中に覚知した災害に関する被害状況等について、積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結日から発効するものとする。なお、平成11年5月13日付けで締結した「災害時における人員、物資等の輸送に関する協定」は、この協定の締結をもって失効するものとする。

2 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申出がない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 埼玉県狭山市入間川1346番地2
一般社団法人埼玉県トラック協会いるまの支部
支部長

資料第10 災害時等の食糧品の優先供給に関する協定書（株式会社ヤオコー）

（計画185・186ページ）

日高市（以下「甲」という。）と株式会社ヤオコー（以下「乙」という。）は、日高市内に災害が発生した場合等（以下「災害時等」という。）における食糧品の優先供給に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に乙の積極的な協力を得て食糧品の優先供給を受けることにより、日高市地域防災計画に基づく食糧品の確保を図ることを目的とする。

（品目等の協議）

第2条 優先供給の対象となる食糧品の品目、価格については、甲、乙協議して別に定める。

（災害時等の優先供給と保管経費）

第3条 乙は、優先供給に要する食糧品を在庫品の中から供給するものとする。

2 前項の規定により供給する食糧品の保管に係る経費は、乙の負担とする。

（供給の要請）

第4条 甲は、災害時等に食糧品の優先供給を受けようとするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして食糧品の供給を要請するものとする。

（1）協力を要請する理由

（2）必要とする食糧品の品目、数量、提供日時

（3）その他必要な事項

（協力）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から要請があったときは、これに協力し、速やかに提供するものとする。

（代金の請求）

第6条 乙は、前条の規定により、甲に食糧品を提供したときは、第2条の規定により定めた価格により、甲にその代金を請求するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成13年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（定めのない事項）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年4月3日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 埼玉県川越市脇田本町1番地5
株式会社 ヤオコー
代表取締役社長

資料第11 災害時等の食糧品の優先供給に関する協定書（いるま野農業協同組合）

（計画185・186ページ）

日高市（以下「甲」という。）といるま野農業協同組合（以下「乙」という。）とは、日高市内に災害が発生した場合等（以下「災害時等」という。）における食糧品の優先供給に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に乙の積極的な協力を得て食糧品の優先供給を受けることにより、日高市地域防災計画に基づく食糧品の確保を図ることを目的とする。

（品目等の協議）

第2条 優先供給の対象となる食糧品の品目、価格については、甲、乙協議して別に定める。

（災害時等の優先供給と保管経費）

第3条 乙は、優先供給に要する食糧品を在庫品の中から供給するものとする。

2 前項の規定により供給する食糧品の保管に係る経費は、乙の負担とする。

（供給の要請）

第4条 甲は、災害時等に食糧品の優先供給を受けようとするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして食糧品の供給を要請するものとする。

（1）協力を要請する理由

（2）必要とする食糧品の品目、数量、納入日時及び納入場所

（3）その他必要な事項

（協力）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から要請があったときは、これに協力し、速やかに納入するものとする。

（代金の請求）

第6条 乙は、前条の規定により、甲に食糧品を納入したときは、第2条の規定により定めた価格により、甲にその代金を請求するものとする。

（危険負担）

第7条 この協定に基づく食糧品の搬出及び輸送中の事故等の損害については、乙が負担する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成13年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（定めのない事項等）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成12年4月3日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 埼玉県川越市新宿町一丁目1番地16
いるま野農業協同組合
代表理事組合長

資料第12 大規模災害時における相互応援に関する協定書（飯能市）

（計画193ページ）

飯能市と日高市は、大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、飯能市と日高市（以下「両市」という。）の市域において大規模災害が発生した場合の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）指定避難場所の相互利用
- （6）被災者に対する住宅の提供
- （7）被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に必要があると両市が認めたもの

（応援要請の窓口）

第3条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及びその経路
- （3）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- （4）必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- （5）必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- （6）住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （7）その他応援を必要とする事項等

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費 応援を行う市の負担
- （2）前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市の負担

2 応援を受けた市が、前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から申し出があった場合は、応援をした市は、一時その費用を立替支弁するものとする。

(情報の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成16年2月23日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両市が記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

平成16年2月23日

飯能市大字双柳1番地の1
飯能市長

日高市南平沢1020番地
日高市長

資料第13 平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定（千葉県袖ヶ浦市、埼玉県鶴ヶ島市、大阪府阪南市、奈良県香芝市、東京都羽村市）

（計画193ページ）

平成3年生まれ同期市自治体連絡協議会を構成する千葉県袖ヶ浦市、埼玉県鶴ヶ島市、大阪府阪南市、埼玉県日高市、奈良県香芝市、東京都羽村市（以下「構成市」という。）は、地域間交流の一環として、災害発生時における相互応援に関し、平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、構成市の区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）救援及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣、資機材及び物資の提供
- （2）食糧、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
- （3）ボランティアの斡旋
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続）

第3条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、応援の要請をするものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3）応援の場所及び当該場所への経路
- （4）応援を必要とする期間
- （5）第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の種類及び人数並びに物資等の品名、数量等
- （6）その他必要な事項

2 災害による通信途絶等により、被災市から前項の要請がない場合、構成市は、自主的に情報収集を行い、被害甚大と判断される場合は、第2条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、応援を行う市の負担とする。
- （2）前号に掲げるもののほか、救援物資の調達、その他救援物資及び応急復旧活動等に要する経費は、応援を要請した市の負担とする。ただし、市相互の協議により、応援を行う市の負担とすることで合意が整った場合は、この限りでない。
- （3）応援を要請した市が、前号に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を要請した市から要請があった場合には、応援を行う市は当該経費を一時繰替支弁する。

(損害補償等)

第5条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその活動による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う市が負うものとする。ただし、応援を要請した市は、応援を行なう市から損害賠償についての協議の申し入れがあった場合は、これに応ずるものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援を要請した市の応援活動への往復途上に生じたものを除き、応援を要請した市がその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換)

第6条 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項もしくはこの協定に疑義が生じた場合は、構成市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年5月1日

千葉県袖ヶ浦市長

埼玉県鶴ヶ島市長

大阪府阪南市長

埼玉県日高市長

奈良県香芝市長

東京都羽村市長

資料第14 災害時等の食糧及び生活必需品の優先供給に関する協定書（株式会社ベシ ア）

（計画185・186・187ページ）

日高市（以下「甲」という。）と株式会社ベシア（以下「乙」という。）は、日高市内に災害が発生した場合等（以下「災害時等」という。）における食糧及び生活必需品の優先供給に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に乙の積極的な協力を得て食糧及び生活必需品の優先供給を受けることにより、日高市地域防災計画に基づく食糧及び生活必需品の確保を図ることを目的とする。

（品目等の協議）

第2条 優先供給の対象となる食糧及び生活必需品の品目、価格については、甲、乙協議して別に定める。

（災害時等の優先供給と保管経費）

第3条 乙は、優先供給に要する食糧及び生活必需品を在庫品の中から供給するものとする。

2 前項の規定により供給する食糧及び生活必需品の保管に係る経費は、乙の負担とする。

（供給の要請）

第4条 甲は、災害時等に食糧及び生活必需品の優先供給を受けようとするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして食糧及び生活必需品の供給を要請するものとする。

（1）協力を要請する理由

（2）必要とする食糧及び生活必需品の品目、数量、納入日時及び納入場所

（3）その他必要な事項

（協力）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から要請があったときは、これに協力し、速やかに納入するものとする。

（代金の請求）

第6条 乙は、前条の規定により、甲に食糧及び生活必需品を提供したときは、第2条の規定により定めた価格により、甲にその代金を請求するものとする。

（危険負担）

第7条 この協定に基づく食糧及び生活必需品の搬出及び輸送中の事故等の損害については、乙が負担する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定

の解除又は協定の変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議のして定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成18年4月27日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 群馬県前橋市亀里900番地
株式会社 ベイシア
代表取締役社長

資料第15 災害時における飲料水の優先供給等に関する協定書

(計画184ページ)

日高市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、日高市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における救援物資の提供に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の積極的な協力を得て救援物資の提供を受けることにより、日高市地域防災計画に基づく飲料水の供給を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から救援物資提供の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- (1) 地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫品の無償提供
- (2) 飲料水の優先的な安定供給

（要請手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（救援物資の受領）

第5条 救援物資の受領場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、受領するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第2号の規定により乙が供給した飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（定めのない事項等）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成19年1月25日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地
甲 日高市
日高市長

埼玉県桶川市大字加納180番地
乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

資料第16 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県、県内全市町村）

（計画193ページ）

（目的）

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- （5）被災者の一時収容のための施設の提供
- （6）被災傷病者の受入れ
- （7）遺体の火葬のための施設の提供
- （8）ボランティア受付及び活動調整
- （9）被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- （10）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- （1）被害の状況
- （2）応援の種類
- （3）応援の具体的な内容及び必要量
- （4）応援を希望する期間
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等に

より要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

- 2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

資料第17 災害時における応急対策活動に関する協定書（日高鳶土木共同組合）

（計画90・221ページ）

日高市（以下「甲」という。）と日高鳶土木共同組合（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害が発生した場合における応急対策活動（以下「活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（自主的活動）

第1条 乙は、地震・風水害その他の大規模災害により、建築物、その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊が発生したときは、労力、知識及び建築資材（以下「労力等」という。）を結集して人命救助等の活動を行うものとする。

2 乙は、甲や消防本部等の公的機関が災害応急対策を開始した後は、これらの指示に基づき活動を行うものとする。

（要請に基づく活動）

第2条 甲は、災害応急対策のため、労力等の応援が必要と認めるときは、乙に対して、以下の内容を口頭又は文書により要請するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする人数、建設資機材等
- （3）応援を必要とする日時、場所
- （4）現場責任者
- （5）その他必要事項

2 乙は、甲から前項の規定により応援の要請があったときは、特別の理由がない限り、応援活動を行うものとする。

（活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害時における建築物、その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助
- （2）災害対策本部から指示された応急作業
- （3）その他甲が必要と認める応急作業

（報告）

第4条 乙は、第1条及び第2条の規定に基づき活動を実施した場合は、別紙様式による報告書により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話などにより、口頭で報告し、事後において文書により報告するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）活動に従事した人数、建設資機材等の種類・数量
- （3）活動の内容及び場所
- （4）活動に従事した期間
- （5）その他必要事項

（経費の負担）

第5条 乙の使用した建設資機材の燃料及び損料については、甲の負担とし、その他については乙の負担とする。

(補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、甲の負担において加入した保険を適用するものとする。

(災害発生時の情報提供)

第7条 乙は、活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成19年5月30日から適用する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年5月30日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 埼玉県日高市大字高岡302番地
日高鳶土木共同組合
組合長

資料第18 災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定書（社団法人全国霊柩自動車協会、埼玉葬祭業協同組合）

（計画205ページ）

日高市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び埼玉葬祭業協同組合（以下「丙」という。）とは、日高市内で地震、風水害その他の災害や武力攻撃事態等が発生したとき（以下「災害時等」という。）における霊柩車及び棺等葬祭用品（以下「霊柩車等」という。）の供給に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日高市内において、災害時等に多数の死者が発生した場合に、甲の要請により、乙及び丙が霊柩車等を供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、この協定による要請を行うときは、乙及び丙に対して、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後、速やかに様式第1号を提出するものとする。

（実施）

第3条 乙及び丙は、前条の規定により、甲から要請があったときは、これに協力し、速やかに供給業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙及び丙は、前条の規定に基づく供給業務を実施したときは、甲に対して、様式第2号により報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 霊柩車等の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙及び丙は、霊柩車等の供給実績を集計し、その経費を甲に請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定に基づく経費の請求があったときは、その内容を検査のうえ、乙及び丙に支払うものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の額は、災害時等の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（支援体制等の整備）

第9条 乙及び丙は、円滑な霊柩車等の供給を図るため、広域支援体制や情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（情報提供）

第10条 乙及び丙は、霊柩車等の供給の活動中において、災害等に関する情報を確認したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては防災担当課長、乙にあっては埼玉県支部長、丙にあっては理事長とする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲乙丙いずれからも協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(定めのない事項等)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成20年 4月14日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

甲 日 高 市

日 高 市 長

埼玉県飯能市八幡町4番12号

乙 社団法人全国霊柩自動車協会

埼玉県支部長

埼玉県比企郡小川町大字増尾532番地の1

丙 埼玉葬祭業協同組合

理 事 長

資料第19 災害時における応急絆創膏等の優先提供に関する協定書（ニチバン株式会社）

（計画187ページ）

日高市（以下「甲」という。）とニチバン株式会社（以下「乙」という。）とは、日高市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急絆創膏等の優先提供に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の積極的な協力を得て応急絆創膏等の優先提供を受けることにより、日高市地域防災計画に基づく応急絆創膏等の確保を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から応急絆創膏等の優先提供の要請を受けたときは、乙の取り扱う応急絆創膏等の優先的な提供に関し、協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、応急絆創膏等優先提供要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応急絆創膏等の受領）

第5条 応急絆創膏等の受領場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、受領するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第2号の規定により乙が供給した応急絆創膏等の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（定めのない事項等）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成20年11月14日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 東京都文京区関口2丁目3番3号
ニチバン株式会社
代表取締役

資料第20 災害時等における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社川越支社）

（計画99・100ページ）

日高市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社川越支社（以下「乙」という。）とは、日高市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(旧協定の失効)

第9条 甲乙間で締結した平成22年11月22日付け「災害時等における情報提供、電力復旧等に関する協定書」は、本協定の締結日からその効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月14日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地
甲 日高市
日高市長

埼玉県川越市三久保町17番地4
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
川越支社
支社長

資料第21 災害時における食糧品の優先提供に関する協定書（東洋水産株式会社）

（計画185・186ページ）

日高市（以下「甲」という。）と東洋水産株式会社（以下「乙」という。）とは、日高市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における食糧品の優先提供に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の積極的な協力を得て食糧品の優先提供を受けることにより、日高市地域防災計画に基づく食糧品の確保を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から食糧品の優先提供の要請を受けたときは、乙の取り扱う食糧品の優先的な提供に関し、協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、食糧品優先提供要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（食糧品の受領）

第5条 食糧品の受領場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、受領するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第2号の規定により乙が供給した食糧品の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（定めのない事項等）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成20年12月17日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 東京都港区港南2丁目13番40号
東洋水産株式会社
社長

資料第22 災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書 (医療法人 和会)

(計画161・175ページ)

日高市（以下「甲」という。）と医療法人 和会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、火災等の災害発生時（以下「災害時」という。）に在宅で生活し、又は施設に入所している要援護者及びその介護者（以下これらを「要援護者等」という。）の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、要援護者等が避難を必要とする場合に、甲が乙に対して協力を要請し、乙の運営する施設が要援護者等の受入れを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入対象者)

第2条 受入れの対象となる者は、甲が指定した要援護者等とする。

(受入施設)

第3条 乙が要援護者等を受け入れる施設は、介護老人保健施設 日高の里とする。

(受入期間)

第4条 受入期間は、乙が甲の要請を受けて受入れを決定した日から甲が受入れの解除を申し出た日までとする。

(受入責任者)

第5条 乙は、あらかじめ要援護者等を受け入れるための責任者（以下「受入責任者」という。）を定め、甲に通知するものとする。

(受入手続)

第6条 甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要が生じた要援護者等及び避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難と認められる場合又は社会福祉施設が被災し、入所者を引き続き入所させておくことが困難と認められる場合は、直ちに受入責任者に対し、口頭又は書面により次の事項を明らかにして受入要請を行うものとする。

- (1) 要援護者等の人数
- (2) 要援護者等の氏名、住所及び心身の状況
- (3) 身元引受人の氏名、住所及び連絡先
- (4) 受入期間

2 受入責任者は、受け入れることができる要援護者を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。

(受け入れることができる人数の把握)

第7条 甲は、乙が受け入れることができる要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(他の市町村からの受入要請)

第8条 甲は、他の市町村から受入要請があった場合は、必要に応じて、乙に協力を要請

するものとする。

(費用)

第9条 甲の要請により乙が提供した生活物資及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成21年1月21日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

甲 日高市
日高市長

埼玉県日高市大字久保96番地1

乙 医療法人 和会
理事長

資料第23 災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書 (社会福祉法人 武蔵会)

(計画161・175ページ)

日高市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 武蔵会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、火災等の災害発生時（以下「災害時」という。）に在宅で生活し、又は施設に入所している要援護者及びその介護者（以下これらを「要援護者等」という。）の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、要援護者等が避難を必要とする場合に、甲が乙に対して協力を要請し、乙の運営する施設が要援護者等の受入れを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入対象者)

第2条 受入れの対象となる者は、甲が指定した要援護者等とする。

(受入施設)

第3条 乙が要援護者等を受け入れる施設は、特別養護老人ホーム 清流苑とする。

(受入期間)

第4条 受入期間は、乙が甲の要請を受けて受入れを決定した日から甲が受入れの解除を申し出た日までとする。

(受入責任者)

第5条 乙は、あらかじめ要援護者等を受け入れるための責任者（以下「受入責任者」という。）を定め、甲に通知するものとする。

(受入手続)

第6条 甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要が生じた要援護者等及び避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難と認められる場合又は社会福祉施設が被災し、入所者を引き続き入所させておくことが困難と認められる場合は、直ちに受入責任者に対し、口頭又は書面により次の事項を明らかにして受入要請を行うものとする。

- (1) 要援護者等の人数
- (2) 要援護者等の氏名、住所及び心身の状況
- (3) 身元引受人の氏名、住所及び連絡先
- (4) 受入期間

2 受入責任者は、受け入れることができる要援護者を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。

(受け入れることができる人数の把握)

第7条 甲は、乙が受け入れることができる要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(他の市町村からの受入要請)

第8条 甲は、他の市町村から受入要請があった場合は、必要に応じて、乙に協力を要請

するものとする。

(費用)

第9条 甲の要請により乙が提供した生活物資及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成21年1月21日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

甲 日高市
日高市長

日高市大字横手401番地5

乙 社会福祉法人 武蔵会
理 事 長

資料第24 災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書 (社会福祉法人晃和会)

(計画161・175ページ)

日高市（以下「甲」という。）と社会福祉法人晃和会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、火災等の災害発生時（以下「災害時」という。）に在宅で生活し、又は施設に入所している要援護者及びその介護者（以下これらを「要援護者等」という。）の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、要援護者等が避難を必要とする場合に、甲が乙に対して協力を要請し、乙の運営する施設が要援護者等の受入れを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入対象者)

第2条 受入れの対象となる者は、甲が指定した要援護者等とする。

(受入施設)

第3条 乙が要援護者等を受け入れる施設は、特別養護老人ホーム 清雅園とする。

(受入期間)

第4条 受入期間は、乙が甲の要請を受けて受入れを決定した日から甲が受入れの解除を申し出た日までとする。

(受入責任者)

第5条 乙は、あらかじめ要援護者等を受け入れるための責任者（以下「受入責任者」という。）を定め、甲に通知するものとする。

(受入手続)

第6条 甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要が生じた要援護者等及び避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難と認められる場合又は社会福祉施設が被災し、入所者を引き続き入所させておくことが困難と認められる場合は、直ちに受入責任者に対し、口頭又は書面により次の事項を明らかにして受入要請を行うものとする。

(1) 要援護者等の人数

(2) 要援護者等の氏名、住所及び心身の状況

(3) 身元引受人の氏名、住所及び連絡先

(4) 受入期間

2 受入責任者は、受け入れることができる要援護者を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。

(受け入れることができる人数の把握)

第7条 甲は、乙が受け入れることができる要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(他の市町村からの受入要請)

第8条 甲は、他の市町村から受入要請があった場合は、必要に応じて、乙に協力を要請

するものとする。

(費用)

第9条 甲の要請により乙が提供した生活物資及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成21年1月21日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

甲 日高市
日高市長

日高市大字森戸新田99番地2

乙 社会福祉法人 晃和会
理事長

資料第25 災害時における飲料水の優先供給等に関する協定書（サントリービバレッジソリューション株式会社）

（計画179ページ）

日高市（以下「甲」という。）とサントリービバレッジソリューション株式会社（以下「乙」という。）とは、日高市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水の優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に乙の積極的な協力を得て飲料水の提供を受けることにより、日高市地域防災計画に基づく飲料水の供給を図ることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から飲料水提供の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（1）飲料水の優先的な安定供給

（2）災害時飲料提供自動販売機の機内在庫品の無償提供

（要請手続等）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、飲料水提供要請書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、飲料水供給報告書（別記様式2）により甲に連絡するものとする。

（飲料水の受領）

第5条 飲料水の受領場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ、受領するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1号の規定により乙が供給した飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲、乙それぞれの連絡体制は別表のとおりとし、この協定の実施に支障を来たすことがないように、常に点検・改善に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(定めのない事項等)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成21年2月20日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

甲 日高市
日高市長

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号

乙 サントリービバレッジソリューション株式会社
代表取締役社長

資料第26 災害時における支援協力に関する協定書（株式会社日高カントリー倶楽部）

（計画159ページ）

日高市（以下「甲」という。）と株式会社日高カントリー倶楽部（以下「乙」という。）とは、日高市内に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における支援協力に関して、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日高市内において、災害時等に避難者が発生、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請により、乙が支援協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等における次の事項について、乙に対し、協力要請することができる。

- （1）避難者の収容
- （2）飲料水、食事等の提供
- （3）浴場の提供
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲の乙に対する協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請することができるものとする。その場合、後日、文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、支障を来たさないように、常に点検、改善に努めるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の協力要請に基づき、乙が実施した支援協力に要する費用は、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（定めのない事項等）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成21年2月27日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 埼玉県日高市大字高萩1203番地
株式会社日高カントリー倶楽部
取締役総支配人

資料第27 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（埼玉県電気工事工業組合）

（計画108・109ページ）

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、日高市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2）市域内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3）活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4）前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5）災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1）支援協力の種類
- （2）支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3）支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年6月25日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

甲 日高市
日高市長

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地

乙 埼玉県電気工事工業組合
理事長

資料第28 災害時におけるバス等による緊急輸送活動に関する協定書（社団法人埼玉県バス協会西部地区部会）

（計画148・188ページ）

日高市（以下「甲」という。）と（社）埼玉県バス協会西部地区部会（以下「乙」という。）とは日高市内において災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）におけるバス等による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における日高市地域防災計画に基づく避難活動に関し、甲が、乙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は避難活動のため乙の協力を必要とした場合には、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に対し協力を要請するものとする。ただし、文書により協力を要請する暇がないときは、電話等により要請し、事後に文書を乙に提出するものとする。

2 甲が、乙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- （1）被災者（滞留者を含む。）の輸送、保護活動
- （2）災害救助活動に必要な物品及び人員等の輸送
- （3）活動災害応急活動に必要な人員等の輸送活動

（緊急輸送活動の実施）

第3条 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、所属する構成員の協力を得て当該要請に基づく緊急輸送活動業務を行うものとする。

（活動報告）

第4条 乙は、第3条の緊急輸送活動を実施したときは、随時活動内容の経過を甲に報告し、その業務を完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、第3条の規定に基づき業務を実施した場合において、当該業務に要した人件費、燃料費その他の費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、災害発生の直前における適正な額を基準とする。

（経費の請求）

第6条 甲は、第5条の規定による経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、この協定による業務に際し、業務に従事した者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（防災訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(報告)

第9条 乙は、その構成員に変更が生じた場合は、毎年3月までに甲に報告するものとする。

(準用)

第10条 この協定は、日高市国民保護計画においても準用する。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は1年間延長されたものとみなし、以後はこの例による。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年11月17日

日高市大字南平沢1020番地

甲 日高市
日高市長

坂戸市小沼292番地1

乙 (社) 埼玉県バス協会西部地区部会
会 長

資料第29 災害時における緊急設備支援に関する協定書（株式会社セレスポ）

（計画159ページ）

日高市（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日高市内に地震等の大規模な災害が発生した場合において、乙が保有するテント等の資材を提供することにより迅速に避難所等を開設し、被災者の救援に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時に乙のテント等資材の必要があると認めたときは、乙にその貸与を要請することができる。

2 テント等資材の要請における甲の支援要請窓口及び乙の要請連絡先については、別表1に定める。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有資材の在庫を確認し、提供可能な場合は速やかに対応数量を甲に報告するものとする。

2 甲は乙からの報告を受け貸与を受ける数量を乙に連絡するものとする。

3 甲が乙に行う数量の連絡はFAXまたは電子メールで行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により連絡し、事後速やかに書面により交付するものとする。

（テント等資材の取り扱い）

第4条 甲は、避難所に緊急本部、救護物資受入、ボランティア受入、救護所等を目的としたテント等資材を乙の流通センターまで取りに行くこととする。

2 乙は、甲が指定した搬送業者にテント等資材を引き渡すものとする。

3 テント等資材の使用終了後、甲は乙の流通センターまで返品するものとする。

4 テント等資材について、その汚損、破壊及び紛失があった場合、乙は甲にその弁済を請求出来るものとする。

5 弁済価格については別表2に定める。

（テント等資材の受け渡し）

第5条 乙が甲の要請に基づきテント等資材を受け渡す場所は、乙が資材を保有する群馬物流センターを基本とするが、乙の在庫管理上、受渡し倉庫を指定する場合もある。

(テント等資材のレンタル料金)

第6条 テント等資材のレンタル料金は、災害発生直前における適正料金とし、乙は、協定取り交わし時に料金表を甲に提出するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の締結期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、協定内容を変更する場合は、甲乙協議のうえ改めて協定書を締結するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 東京都豊島区北大塚1-21-5
株式会社セレスポ
代表取締役社長

資料第30 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

（計画117ページ）

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、日高市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、日高市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 日高市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 日高市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成 23年 3月 1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長

乙) 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

資料第31 災害時における緊急放送の協力に関する協定書（飯能ケーブルテレビ株式会社）

（計画120ページ）

日高市（以下「甲」という。）と飯能ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）から市民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日高市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が発信する災害に関する情報を乙が所有する放送設備を使用して視聴者に提供すること（以下「緊急放送」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（緊急放送の要請等）

第2条 甲は、緊急放送を行う必要があると認める場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に要請するものとする。ただし、急を要する場合は、電話又はその他の方法により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 放送する内容
- (3) 要請責任者及び連絡先
- (4) その他必要な事項

2 前項に規定する甲が行う要請の手続は、日高市防災主管部長が担当する。

3 甲及び乙は、緊急放送の手続を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

（緊急放送の実施）

第3条 乙は、第2条第1項の規定による要請があった場合は、当該要請に基づく緊急放送を直ちに行うものとする。

2 緊急放送の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請のあった内容の主旨
- (2) 緊急放送の情報発信源が甲である旨

（費用負担）

第4条 前条の規定により緊急放送を行った場合に要する費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、乙の放送局員が放送に従事している時間（以下「通常放送時間」という。）内に緊急放送を行った場合は、甲に対し、費用を請求しないものとする。ただし、災害による被害が甚大で、放送が相当な期間を要する場合は、甲、乙の協議により決定するものとする。
- (2) 前号の通常放送時間以外の時間又はスタジオが無人になる時間に緊急放送の実施要請を行った場合の費用については、甲、乙の協議により決定するものとする。
- (3) 緊急放送の実施により、予定していた提供番組、コマーシャル放送ができなかった

場合は、甲、乙の協議により解決を図るものとする。

(協定の効力及び更新)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了1か月前までに、甲、乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、協定は1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年4月15日

日高市大字南平沢1020番地

甲 日高市

日 高 市 長

飯能市大字小久保19番地1

乙 飯能ケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長

資料第32 日高市と大磯町の災害時相互応援に関する協定（神奈川県大磯町）

（計画193ページ）

日高市と大磯町は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、いずれかの市町に災害が発生し、または発生する恐れがある場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- （3） 被災者の受け入れ
- （4） 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第2条 被災市町が応援の要請をしようとする場合は、次の事項を明らかにし第8条に定める連絡担当部局を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号に掲げる応援を要請するときは、物資、資機材の種類、品名、数量等
- （3） 前条第2号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人数並びに業務内容
- （4） 前条第3号に掲げる応援を要請するときは、世帯数及び人数
- （5） 応援場所及び応援場所への経路
- （6） 応援期間
- （7） その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、要請を待つことなく友愛的精神に基づき自発的に支援協力を行うものとする。

（応援のために派遣された職員の指揮）

第4条 応援のために派遣された職員は、被災市町の長等の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

- 2 前項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援する市町が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町への往復途中に生じたものを除き、応援を受けた市町がその賠償の責めを負うものとする。

(自主応援)

第7条 災害が発生し、被災市町との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 協定市町は、連絡責任者を定め、第2条に掲げる応援の実施の円滑を図るとともに、平常時においても相互に情報交換を行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年11月8日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各市町の長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年11月8日

埼玉県日高市長

神奈川県大磯町長

資料第33 災害時における支援協力に関する協定書（日高市食品衛生協力会）

（計画148ページ）

日高市（以下「甲」という。）と日高市食品衛生協力会（以下「乙」という。）とは、日高市内に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における支援協力に関して、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日高市内において、災害時等に避難者や帰宅困難者（以下「帰宅困難者等」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙は甲が行う支援活動に協力することを総意とする。なお、支援の内容については、乙の会員それぞれによるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等における次の事項について、適所に存する乙の会員に対し、協力要請することができる。

- （1）帰宅困難者等の一時的避難場所の提供
- （2）軽食等の提供（おにぎり等の軽食、湯茶など）
- （3）トイレの使用
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（協力の実施）

第3条 前条の規定により甲から協力の要請を受けた乙の会員は、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲の乙の会員に対する協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請することができるものとする。その場合、後日、文書を提出するものとする。

2 乙の会員の連絡先等は、別途「日高市災害時等における帰宅困難者等への応援事業所申出書」の提出を以て行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の協力要請に基づき、乙の会員が実施した支援協力に要する費用は、甲が負担するものとし、価格は甲と乙の会員で協議の上、決定するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年12月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（定めのない事項等）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成28年 1月12日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地
甲 日高市
日高市長

埼玉県日高市大字南平沢1020番地（市役所環境課内）
乙 日高市食品衛生協力会
会長

資料第34 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人飯能地区医師会）

（計画134・135ページ）

日高市（以下「甲」という。）と一般社団法人飯能地区医師会（以下「乙」という。）は、日高市地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び日高市災害時医療救護活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、災害時における医療救護活動の実施に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、防災計画及びマニュアルに基づき甲が行う医療救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画及びマニュアルに基づく活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の指定する場所に会員を派遣するものとする。

3 緊急、その他やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇のない場合には、乙は救護班を派遣した後、速やかに甲に報告するものとする。

（救護班の業務）

第3条 第2条第1項の規定に基づく救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対するトリアージ、応急処置及び医療

（2）医療機関への収容

（3）死亡の確認及び検案

（4）その他

（救護班の輸送）

第4条 甲は、活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送等につき、必要な措置を講ずるものとする。

（医療材料品等）

第5条 医療救護活動に要する医薬品、診療材料及びその他医療関係物品については、乙が応急処置に必要な物を想定し持ち寄ったものを使用するほか、乙の会員が携行したものに不足等が生じるおそれがある場合などには、甲と四師会が連携して調達したものを使用するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は、災害の態様により必要に応じてマニュアルに定められた医療救護所を設置する。

（収容医療機関の選定及び搬送）

第7条 乙は、医療救護所において受け入れた傷病者が、医療機関への収容が必要だと判断した場合は、収容医療機関を選定し、搬送を指示するものとする。

（医療費等）

第8条 第6条に規定する救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、患者負担とする。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(2) 医療救護班の乙の会員が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づく例による扶助費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(訓練及びマニュアルの検証)

第10条 甲及び乙は、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、市の防災訓練等その他により医療救護訓練を実施する。

2 前項の訓練によりマニュアルに修正の必要が生じた場合は、甲乙協議の上修正更新するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定の期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方がなんらかの意思表示を行わないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月19日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長 谷ヶ崎 照 雄

乙 埼玉県飯能市大字下加治359番地
一般社団法人 飯能地区医師会
会 長 石 井 道 夫

資料第35 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人飯能地区歯科医師会）

（計画134・135ページ）

日高市（以下「甲」という。）と一般社団法人飯能地区歯科医師会（以下「乙」という。）は、日高市地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び日高市災害時医療救護活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、災害時における医療救護活動の実施に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、防災計画及びマニュアルに基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の指定する場所に会員を派遣するものとする。

3 緊急、その他やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇のない場合には、乙は医療救護所に直接会員を派遣した後、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 第2条第1項の規定に基づく医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する歯科トリアージ及び歯科応急処置
- （2）遺体検案への協力
- （3）高度処置の必要な傷病者に対する協力歯科医療機関への搬送
- （4）医療救護所医師の指示によるもの
- （5）その他

（救護班の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送につき、必要な措置を講ずるものとする。

（医療材料品等）

第5条 医療救護活動に要する医薬品、診療材料及びその他医療関係物品については、乙が応急処置に必要な物を想定し持ち寄ったものを使用するほか、乙の会員が携行したものに不足等が生じるおそれがある場合などには、甲と四師会が連携して調達したものを使用するものとする。

2 医療救護所に備えのない歯科治療に必要な医薬品等については、会員が調達するほか、必要に応じて救護班薬剤師等を通じて調達するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は、災害の態様により必要に応じてマニュアルに定められた医療救護所を設置する。

（収容医療機関の選定及び搬送）

第7条 乙は、医療救護所で受け入れた傷病者について、医療機関への収容が必要だと医師が判断した場合は、その搬送に協力するものとする。

(医療費等)

第8条 医療救護所における処置に係る費用は、無料とする。

2 医療機関への収容が必要だと医師が判断した場合の収容医療機関における医療費は、患者が負担する。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第9条 第2条の規定により乙が実施した医療救護活動に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班員が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(2) 医療救護班の乙の会員が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づく例による扶助費

(報告等)

第10条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより必要な報告書を提出するものとする。

(訓練及びマニュアルの検証)

第11条 甲及び乙は、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、市の防災訓練等その他により医療救護訓練を実施する。

2 前項の訓練によりマニュアルに修正の必要が生じた場合は、甲乙協議の上修正更新するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項について、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方がなんらかの意思表示を行わないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月19日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長 谷ヶ崎 照 雄

乙 埼玉県日高市大字栗坪13番地1
一般社団法人 飯能地区歯科医師会
会 長 後 藤 俊 介

資料第36 災害時の医療救護活動に関する協定書（飯能地区薬剤師会）

（計画134・135ページ）

日高市（以下「甲」という。）と飯能地区薬剤師会（以下「乙」という。）は、日高市地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び日高市災害時医療救護活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、災害時における医療救護活動の実施に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、防災計画及びマニュアルに基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の指定する場所に会員を派遣するものとする。

3 緊急、その他やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇のない場合には、乙は医療救護所に直接会員を派遣した後、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 第2条第1項の規定に基づく医療救護班員の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急処置に必要な薬剤等の準備
- （2）支援物資のうちの医薬品等の仕分け等
- （3）医療救護活動中の医薬品等の管理
- （4）避難所、救護所の衛生管理
- （5）医療救護所医師の指示による被災者の薬の管理
- （6）その他

（救護班の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送につき、必要な措置を講ずるものとする。

（医療材料品等）

第5条 医療救護活動に要する医薬品、診療材料及びその他医療関係物品については、乙が応急処置に必要な物を想定し持ち寄ったものを使用するほか、乙の会員が携行したものに不足等が生じるおそれがある場合などには、甲と四師会が連携して調達したものを使用するものとする。

2 乙は、甲または医療球技班の要請により必要に応じて医療救護活動に必要な医薬品等を調達するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は、災害の態様により必要に応じてマニュアルに定められた医療救護所を設置する。

(収容医療機関の選定及び搬送)

第7条 乙は、医療救護所において受け入れた傷病者について、医療機関への収容が必要だと医師が判断した場合は、その搬送に協力するものとする。

(医療費等)

第8条 医療救護所における医薬品等の処方等に係る費用は、無料とする。

2 医療機関への収容等が必要だと医師が判断した場合の収容医療機関及びその調剤薬局における費用は、患者が負担する。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第9条 第2条の規定により乙が実施した医療救護活動に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班員が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(2) 医療救護班の乙の会員が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づく例による扶助費

(報告等)

第10条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより必要な報告書を提出するものとする。

(訓練及びマニュアルの検証)

第11条 甲及び乙は、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、市の防災訓練等その他により医療救護訓練を実施する。

2 前項の訓練によりマニュアルに修正の必要が生じた場合は、甲乙協議の上修正更新するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めていない事項について又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定の期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方がなんらかの意思表示を行わないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月19日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長 谷ヶ崎 照 雄

乙 埼玉県飯能市大字双柳373番地10
飯能地区薬剤師会
会 長 福 島 毅

資料第37 災害時の医療救護活動に関する協定書（日高市柔道整復師会）

（計画134・135ページ）

日高市（以下「甲」という。）と日高市柔道整復師会（以下「乙」という。）は、日高市地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び日高市災害時医療救護活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、災害時における医療救護活動の実施に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、防災計画及びマニュアルに基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の指定する場所に会員を派遣するものとする。

3 緊急、その他やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇のない場合には、乙は医療救護所に直接会員を派遣した後、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 第2条第1項の規定に基づく医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急処置
- （2）医療救護所医師の指示によるもの
- （3）その他

（救護班の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送につき、必要な措置を講ずるものとする。

（医療材料品等）

第5条 医療救護活動に要する医薬品、診療材料及びその他医療関係物品については、乙が応急処置に必要な物を想定し持ち寄ったものを使用するほか、乙の会員が携行したものに不足等が生じるおそれがある場合などには、甲と四師会が連携して調達したものを使用するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は、災害の態様により必要に応じてマニュアルに定められた医療救護所を設置する。

（収容医療機関の選定及び搬送）

第7条 乙は、医療救護所において受け入れた傷病者について、医療機関への収容が必要だと医師が判断した場合は、その搬送に協力するものとする。

（医療費等）

第8条 医療救護所における処置に係る費用は、無料とする。

2 医療機関への収容が必要だと医師が判断した場合の収容医療機関における医療費は、患者が負担する。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第9条 第2条の規定により乙が実施した医療救護活動に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班員が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(2) 医療救護班の乙の会員が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づく例による扶助費

(報告等)

第10条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより必要な報告書を提出するものとする。

(訓練及びマニュアルの検証)

第11条 甲及び乙は、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、市の防災訓練等その他により医療救護訓練を実施する。

2 前項の訓練によりマニュアルに修正の必要が生じた場合は、甲乙協議の上修正更新するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めていない事項について又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定の期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方がなんらかの意思表示を行わないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月19日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長 谷ヶ崎 照 雄

乙 埼玉県日高市大字鹿山211番地32
日高市柔道整復師会
会 長 中 西 八 一

資料第38 災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書（株式会社伊藤園）

（計画179ページ）

日高市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供についての協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日高市内に地震等による災害が発生した場合において、被災者を救援するため、飲料水の調達及び供給を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与する。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、日高市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。

2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し救援物資の提供に関して要請する。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し前条の要請を行うときは、電話等により飲料水の種類、数量、搬入場所等を連絡し、甲乙で相互調整が図れた後に、速やかに救援物資（飲料水）提供要請書（様式1）を乙に提供するものとする。

2 要請の手続を円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、第2条第2項の規定により要請があったときは、次の各号に掲げる協力を行うものとする。

（1） 甲の施設内に設置されている乙の地域貢献型自動販売機（別紙記載）の機内在庫の飲料水を甲に無償提供するものとする。

（2） 乙は、速やかに供給体制を整え、甲が要請した飲料水を供給するものとする。

2 前項第2号による飲料水の対価は有償とし、価格は災害時発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから解除の申出がないときは、同一内容をもって継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を書するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年 2月19日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社伊藤園
総務部長

様式1 (第3条関係)

救援物資 (飲料水) 提供要請書

年 月 日

株式会社伊藤園
総務部長 川本 正人 様

日高市
日高市長 谷ヶ崎 照 雄

災害時における救援物資 (飲料水) の提供に関する協定第3条第1項の規定により、
次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者及び 応答者氏名	要 応 (日高市) (伊藤園)
物資搬入等における 日高市 担当者	日高市 部 課 氏名 電話
その他 (備考)	

資料第39 災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定書（モスト技研株式会社）

（計画159ページ）

日高市（以下「甲」という。）とモスト技研株式会社（以下「乙」という。）とは、日高市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難所用仮設品の優先提供に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の積極的な協力を得て避難所用仮設品の優先提供を受けることにより、日高市地域防災計画に基づく避難所用設備の確保を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から避難所用仮設品の優先提供の要請を受けたときは、乙の取り扱う避難所用仮設品（段ボール製品）の優先的な提供に関し、協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、避難所用仮設品優先提供要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（避難所用仮設品の受領）

第5条 避難所用仮設品の受領場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、受領するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定により乙が供給した避難所用仮設品の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成26年 1月24日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地
甲 日 高 市
日高市長

埼玉県日高市大字旭ヶ丘595番地1
乙 モスト技研株式会社埼玉本社工場
代表取締役

別記様式（第4条関係）

避難所用仮設品優先提供要請書

平成 年 月 日

様

日高市長

災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定第4条の規定により、次のとおり要請します。

1 避難所用仮設品の種類・数量

2 物資搬入日時 年 月 日 時 分

3 物資搬入場所

別紙

モスト技研株式会社は、「災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定」に基づき、流通上にある段ボール資材を、災害対策用として一部を流通備蓄し、災害時において日高市から協定第4条の規定による要請があった場合に、必要とする段ボール製品を避難所用仮設品として、指定された場所へ納品するものである。

災害対応のため、市からの要請により納品された製品については、協定第6条により費用負担が発生する。

ただし、流通備蓄上にある段ボール資材については、日高市に費用は発生しないものとする。

○避難所用仮設品の優先提供に関する協定に基づき対応できる製品一覧

製品名（仕様等） (mm)

- ・下駄箱（強化ダンボール） W1100×D350×H900
- ・パーテーション 中柱W500×D500×H1000
シートW1800×H1200
- ・収納棚 W600×D280×H740
- ・トイレ W500×D450×H830（椅子兼用式）
- ・床式ベッド W900×D700×H60（折畳み式）
- ・一般ベッド W2000×D1000×H270

平成 年 月 日

住所

氏名

資料第40 災害時における廃棄物処理に関する協定書（日高環境保全協同組合）

（計画214～217ページ）

日高市（以下「甲」という。）と日高環境保全協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の廃棄物処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日高市内において地震等の災害が発生し、廃棄物を適正に処理することが困難となった場合に、甲が乙に廃棄物の撤去、収集及び運搬等の協力を要請し、市民の生活環境を確保するに当たって、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害をいう。
- （2）廃棄物 災害によって、多量に排出された一般廃棄物（ごみ・し尿）及び緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時に実施する次の各号の事業について、乙に協力内容を記載した文書で要請するものとする。ただし、文書により難しい場合は、この限りでない。

- （1）避難場所への仮設トイレ手配及び設置
- （2）生活用水搬送車の手配
- （3）し尿の収集及び運搬
- （4）廃棄物等の撤去、収集及び運搬
- （5）前各号に伴う必要な事項

（廃棄物等の処理の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、甲が実施する廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

（情報の共有）

第5条 甲は、第3条に規定する要請に当たっては、乙に対して、市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害発生後速やかに、甲に対して、廃棄物等の処理に関し、協力可能な組合員の状況を報告するものとする。また、乙は、災害発生時に知り得た被災状況等の情報を甲に提供するものとする。

(実施内容の報告)

第6条 乙は、廃棄物等の処理を実施したときは、随時実施内容等を甲に報告するものとし、完了後は、次に掲げる事項を文書で報告するものとする。

- (1) 実施した協力の内容
- (2) 協力に要した収集車等の配備状況
- (3) その他、必要な事項

(費用負担)

第7条 甲は、第3条に規定する要請に基づき乙が実施した廃棄物等の処理に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、前項で決定された費用を甲に対し請求するものとし、甲は、乙の請求に基づき遅滞なく支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した廃棄物等の処理により生じた損害に対する賠償については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する相互の連絡窓口は、甲においては日高市市民生活部環境課、乙においては日高環境保全協同組合事務局とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成31年1月31日までとする。なお、協定を更新する場合は、有効期間を迎える日の2か月前までに、甲、乙において、協議及び決定するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年1月13日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

甲 日 高 市
日 高 市 長

埼玉県日高市大字高萩1732番地42

乙 日高環境保全協同組合
代表理事

資料第41 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（埼玉県立日高特別支援学校）

（計画161・175ページ）

日高市（以下「甲」という。）と埼玉県立日高特別支援学校（以下「乙」という。）とは、地震、風水害及びその他の災害（以下「災害時」という。）発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要支援者に避難が必要となった場合に、甲の協力を要請に基づき、乙の運営する施設を福祉避難所として設置運営及び避難者支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

（受入対象者）

第2条 受入れの対象となる者は、甲が指定した要支援者及びその介護者とする。

（福祉避難所の開設）

第3条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の開設を必要とする場合は、文書又は口頭により要請するものとする。

3 乙は、甲からの要請に基づき可能な範囲内で応じるよう努めなければならない。

（要支援者の移送）

第4条 甲の要請により、乙が福祉避難所を開設した場合、要支援者の移送については、原則として当該要支援者の家族等の介護者又は支援者が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第5条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとし、甲は乙が福祉避難所の運営に必要となる情報や物資の調達を行うものとする。

2 甲は、乙が要支援者を適切に介護できるよう、介護支援のできる者の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請により開設した福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により甲が期間の延長を必要と認めた時は、甲乙協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれかからも申し出がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成26年 3月19日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 埼玉県日高市大字高富59番地1
埼玉県立日高特別支援学校
校長

※ 第5条については、平成28年6月1日に改正。

資料第42 災害時における寝具類の優先提供に関する協定書（株式会社東基）

（計画186・187ページ）

日高市（以下「甲」という。）と株式会社東基（以下「乙」という。）とは、日高市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における布団・毛布・タオルケット等（以下「寝具類」という。）の優先提供に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の積極的な協力を得て寝具類の優先提供を受けることにより、日高市地域防災計画に基づく避難所用の寝具類の確保を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行なったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から寝具類の優先提供の要請を受けたときは、乙の取り扱う寝具類の優先的な提供に関し、協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行なうときは、口頭、電話またはFAX等により要請するものとする。

（寝具の受領及び搬送方法）

第5条 寝具類の受領場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、受領するものとする。なお、搬送方法については、乙の所有する車両を基本とするものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定により乙が供給した寝具類の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成28年 4月25日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地
甲 日 高 市
日 高 市 長

東京都練馬区高野台1丁目10番6号
乙 株式会社東基
代表取締役社長

資料第43 災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定書（グランド産業株式会社）

（計画153ページ）

日高市（以下、「甲」という。）とグランド産業株式会社（以下、「乙」という。）とは、日高市内に災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）における仮設トイレ、仮設ハウス等（以下、「仮設設備等」という。）の優先提供に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の積極的な協力を得て仮設設備等の優先提供を受けることにより、日高市地域防災計画に基づく避難所用の仮設設備等の確保を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行なったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から仮設設備等の優先提供の要請を受けたときは、乙の取り扱う仮設設備等の優先的な提供に関し、協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行なうときは、口頭、電話またはFAX等により要請するものとする。

（仮設設備等の受領及び搬送方法）

第5条 仮設設備等の受領場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、受領するものとする。なお、搬送方法については、乙の所有する車両を基本とするものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定により乙が供給した仮設設備等の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成28年 7月 6日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

甲 日 高 市
日 高 市 長

埼玉県日高市大字下高萩新田35番地 1

乙 グランド産業株式会社
代表取締役

資料第44 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

日高市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、日高市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、日高市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年10月27日

甲) 日高市大字南平沢1020

日高市

日高市長

乙) さいたま市大宮区土手町1-2

株式会社ゼンリン 関東エリア統括部

統括部長

資料第45 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（埼玉司法書士会）

（計画227ページ）

日高市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年12月16日

(甲) 日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
埼玉司法書士会
会 長

資料第46 地域貢献型広告に関する協定書（東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社）

日高市（以下「甲」という。）と、東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社（以下「乙」という。）は、日高市内における地域貢献型広告（以下「広告」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日高市内に広告を掲出することにより、市民などに対し、地域に必要な公共的な情報を発信することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域貢献型広告 乙の実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて地域の公共的な情報を記載するものをいう。
- (2) 公共的な情報 防災関係・防犯関係・公共施設案内・観光名所などをいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する民間企業などをいう。

（情報提供）

第3条 甲は、広告の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第6条に基づき広告の掲出及び維持管理を行うこと。
- (2) 広告の掲出状況について、掲出状況の変更時及び甲が求める時に報告を行うこと。
- (3) 内容・施設等の変更により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議のもと必要な処置を講ずること。

（広告の仕様）

第5条 広告の仕様は、別紙「地域貢献型広告デザイン」を基本とする。

（広告の掲出）

第6条 広告に表示する内容については、広告主の希望を確認後、甲乙協議の上決定する。

2 広告の掲出については、日高市広告掲載に関する要綱に規定する広告掲載の基準及び乙の定める社内規定に基づき、甲乙協議の上、法令等を遵守すると共に公序良俗に反しないものとする。

（経費）

第7条 広告の掲出にあたり、必要な経費は広告主及び乙が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ、各1通を所有するものとする。

平成29年 2月23日

甲 日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 さいたま市北区日進町二丁目520番地
東電タウンプランニング株式会社
埼玉総支社長

資料第47 大規模災害時における相互応援に関する協定書（所沢市、飯能市、狭山市、入間市）

（計画193ページ）

は、大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市（以下「協定市」という。）の間で発生した大規模災害に関する相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材等の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 指定避難所の相互利用
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めたもの

（応援要請の窓口）

第3条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別紙災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所又は開設を希望する指定避難所
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (4) 必要とする資機材、物資、車両等の品名と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (6) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間
- (8) その他応援を必要とする事項等

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は応援を行う市が負担する

(2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける市が負担する

(情報の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市がその都度協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成29年3月7日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を所持する。

平成29年3月7日

所沢市長

飯能市長

狭山市長

入間市長

日高市長

資料第48 災害時等の応急作業に関する協定書（市内建設事業者9社）

（計画90・221ページ）

日高市（以下「甲」という。）と市内建設事業者9社（以下「乙」という。）とは、日高市内における地震、風水害その他の災害の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における応急作業の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙の協力を得て速やかに応急対策を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急対策のために乙の協力を必要とした場合には、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に対し協力を要請するものとする。ただし、文書により要請する暇がないときは、電話等により要請し、事後に文書を乙に提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急作業に必要な人員、資機材等
- (3) 応急作業を必要とする場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務を実施する場合は、随時活動内容等の経過を報告し、その業務を完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙が第3条の規定に基づき業務を実施した場合において、当該業務の実施に要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、災害発生時の直前における適正な額を基準とする。

（経費の請求）

第6条 甲は、前条の規定による経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、この協定による業務に際し、業務に従事した者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（防災訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（報告）

第9条 乙は、その構成員に変更が生じた場合は、毎年3月末日までに甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、協定は1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月22日

日高市大字南平沢1020番地
甲 日高市
日高市長

乙

※ 市内建設事業者9社

井上土建株式会社、株式会社猪俣産業、駒井建設株式会社、埼京建設興業株式会社、株式会社栄興業、株式会社サンワーク、株式会社高沢工務店、株式会社比留間重機、山口建設工業株式会社

資料第49 日高市と日高市内郵便局との地域における協力に関する協定書（日高市内郵便局）

（計画119・226ページ）

日高市（以下「甲」という。）と日高市内郵便局（別表のとおり。以下「乙」という。）は、次のとおり、地域における協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて市民サービスの向上に資することを目的とする。

（協力の内容等）

第2条 協力内容は次の各号のとおりとする。

(1) 乙は、日高市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供する。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察署等の関係機関に通報するものとする。

ア 高齢者、障がい者等の異変に気付いた場合。

イ 道路等の異状を発見した場合。

ウ 不法投棄を発見した場合。

(2) 災害発生時の協力に関すること。

(3) その他甲と乙が協議し、必要と認めること。

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲はその個別の事実を関係機関を除く第三者に開示しないものとする。

3 第1項第1号及び第2号の具体的な実施内容については、別紙覚書のとおりとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（連絡会議の設置）

第4条 甲は本協定を実施するため、必要に応じ連絡会議を設置することができる。

（甲の役割）

第5条 甲は、市民に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、第2条第1項各号に定める事項の実施にあたり、乙と市民との連携が必要な場合は、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第6条 乙は、乙の社員に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第2条第1項各号に定める事項について取り組むものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満

了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、第2条の協力内容の連絡体制について、協議するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、相互の連携を深めるものとする。

(協議)

第10条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

(附則)

本協定締結により、「災害時における日高郵便局と日高市の協力に関する覚書」(平成9年6月6日締結)、「日高郵便局員による道路等の損傷等危険箇所の情報提供に関する覚書」(平成10年11月9日締結)及び「日高市高齢者等地域見守り活動に関する協定書」(平成26年8月20日締結)は廃止する。

平成29年12月8日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 日高市内郵便局代表
埼玉県日高市大字鹿山276番地1
日本郵便株式会社
日高郵便局長

※ 市内郵便局

高麗郵便局、高麗川郵便局、高麗武蔵台郵便局、日高郵便局、日高下鹿山郵便局、日高下高萩郵便局、日高高萩郵便局

別紙 1

地域見守り活動に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、甲及び乙が連携して、日高市内における高齢者、障がい者等（以下「対象者」という。）の異変を速やかに発見し、適切な支援につなげることにより、対象者等が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、業務中に対象者の異変を発見した場合、甲に連絡を行うものとする。ただし、緊急を要すると思われる場合は、警察又は消防に直接通報するものとする。

2 前項の連絡に係る費用は、乙の負担とする。

(連絡情報の取扱い)

第3条 甲は、乙から前条第1項による連絡があった場合、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、この覚書の実施に当たり、知り得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、第2条第1項の規定による場合を除くほか、この覚書の実施に当たり、知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

道路等の異状に関する覚書

(乙が甲に提供する情報)

第 1 条 乙が甲に提供する情報は、乙の社員が業務中において発見した次の事項に関するものとする。

(1) 道路標識の損壊等の状況。

(2) 道路、水路、河川、橋梁等の破損、崩壊等の危険箇所の状況。

(情報提供の方法)

第 2 条 乙の社員が業務中に道路の損傷等を発見した場合、原則として別に定める様式にて、FAX等で情報提供を行うものとする。ただし、緊急の事項又はこれによりがたいと認められる場合は、この限りではない。

(情報提供の中止)

第 3 条 自然災害等のやむ得ない事情がある場合、乙は一時的に情報の収集を中止することができる。

(情報の公開)

第 4 条 この覚書に基づき収集した情報については、甲乙両者が了解した場合を除き、公表しないものとする。

不法投棄に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、乙が、日高市内において不法投棄を発見した場合、甲に情報を提供することにより、甲は生活環境の保全を図ることを目的とする。

(内容)

第2条 乙は、業務遂行中に不法投棄を発見した場合、甲に情報を提供するものとする。

(情報の提供方法)

第3条 前条に定める情報の提供は、原則として別に定める様式にて、FAX等により行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、状況に応じて電話等による情報の提供も可能とする。

災害発生時の協力に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、乙が、日高市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する被害をいう。

(協力要請)

第3条 甲及び乙は、日高市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 日高市 総務部 危機管理防災課長

乙 日本郵便株式会社 日高郵便局 総務部課長

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

資料第50 災害時の食糧等の提供に関する協定書（アスクル株式会社）

（計画 185・186 ページ）

日高市（以下「甲」という。）とアスクル株式会社（以下「乙」という。）は、日高市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）する。

（目的）

第1条 本協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）時に乙の協力を得て食糧等の提供を受けることにより、日高市地域防災計画（平成28年3月 日高市防災会議 以下「防災計画」という。）に基づく食糧等の確保を図ることを目的とする。なお、甲は、防災計画の変更により本協定に影響を及ぼす場合は、事前に変更内容を乙に通知のうえ対応を協議する。

（品目等の協議）

第2条 提供の対象となる食糧等の品目、価格および数量ならびに支払条件および支払方法については、発災後、甲、乙協議して別に定める。

（保管経費等）

第3条 乙は、食糧等を「ASKUL Value Center 日高」として運営している物流施設（埼玉県日高市大字上鹿山字茗荷沢：以下「乙施設」という。）の在庫品の中から提供するものとする。

2 前項の規定により提供する食糧等の引き渡しまでの保管に係る経費（第5条第1項の納入場所への納入にかかる費用は除く）は乙の負担とし、その余の費用は甲の負担とする。

（提供の要請）

第4条 甲は、災害時に食糧等の提供を受けようとするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして食糧等の提供を文書をもって要請するものとする。文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

(1) 協力を要請する理由

(2) 必要とする食糧等の品目、数量、納入日時及び納入場所

(3) その他必要な事項

（協力）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から要請があったときは、次項に定める場合を除き、可能な範囲内でこれに協力し、速やかに納入するものとする。尚、納入場所への納入の依頼先業者（以下「納入業者」という。）については、甲乙協議にて決定のうえ甲の費用負担において手配することとする。

2 乙は、施設が罹災する等の特別な事情やその他乙の事情により協力できない場合は、その旨を甲に通知するものとする。

3 食糧等の提供期間については、発災後、乙が営業を再開する2日前までとし、乙は、営業再開の7日前までに再開予定日を甲に通知するものとする。乙は、営業を再開する日を任意に決定することができるものとする。

(注文書の発行および代金の請求)

第6条 甲は、やむを得ない場合を除き、第5条の納入内容および第2条の協議により決定した諸条件について記載した注文書を発行するものとする。

2 乙は、第5条の規定により、甲に食糧等を提供したときは、第2条の協議により定めた価格により、甲にその代金を請求するものとする。なお、甲は請求から1カ月以内に支払うこととする。

(瑕疵担保責任)

第7条 本協定に基づき乙が甲に引き渡した食糧等について、引き渡し後6か月以内(有期物品の場合で賞味期限等を有する場合は当該期間内)に隠れた瑕疵が発見された場合、乙は甲に対し、瑕疵のある食糧等について良品と交換し、または返品を受けたうえで返金をするものとする。

(危険負担)

第8条 本協定に基づき乙が乙施設において納入業者に引き渡すまでの食糧等の滅失・毀損等の危険は乙が負担するものとし、当該引き渡し後の当該危険は甲が負担するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

2 乙施設の土地及び建物の貸主との賃貸借契約が終了したときは、本協定の有効期間内であっても、本協定は当該終了時点をもって将来に向かって失効するものとする。この場合、乙は速やかに賃貸借契約が終了した旨を甲に報告するものとする。

(細目)

第10条 本協定を実施するために必要な細目事項は、甲、乙協議のうえ別に定める。

(契約上の地位等の譲渡等の禁止)

第11条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本協定に基づく地位及び一切の権利義務につき直接または間接を問わず、第三者に譲渡、移転、承継させ、または担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとする。

(解除)

第12条 甲及び乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合で、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に当該事由が是正されないときは、本協定および本協定に付随する一切の契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 甲が、乙に対する支払い債務の履行を遅滞しまたは怠ったとき。

(2) 本協定に定める条項のいずれかに違反したとき。

(3) 相手方の信用を失墜させるような行為をしたとき。

(4) 上記各号に準じる事由が生じたとき。

(損害賠償)

第13条 甲および乙は、本協定の定めの不履行により相手方に損害を与えたときは、その損害（訴訟費用及び合理的範囲の弁護士費用を含む。）を賠償する責を負うものとする。

(合意管轄)

第14条 甲及び乙は、本協定および本協定に付随する一切の契約に関する紛争・訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成30年1月12日

埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地

甲 日高市
日高市長

東京都江東区豊洲 3-2-3 豊洲キュービックガーデン

乙 アスクル株式会社
代表取締役社長 兼 CEO

資料第51 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書（埼玉県石油商業組合飯能支部日高班）

（計画 98・180 ページ）

日高市（以下「甲」という。）と埼玉県石油商業組合飯能支部日高班（以下「乙」という。）とは、日高市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における燃料等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日高市地域防災計画に基づき、災害時において災害応急対策に必要な燃料を、市内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（供給の要請等）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害時において乙に燃料等の優先供給を要請することができるものとする。

2 前項の場合において、乙は甲が行う活動に協力することを総意とし、当該協力に当たっては、乙の会員に依頼要請することができるものであり、その内容については乙の会員それぞれによるものとする。

3 甲は、要請にあたっては、必要とする燃料等の種類、その他必要な事項を口頭により行うものとする。

4 乙が甲の災害応急対策活動のために燃料等を調達する場合、必要に応じて甲は乙と連携して調達にあたるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

2 乙は、第1条の目的を達成するため、日高市内に災害が発生した際には、在庫の燃料の内に災害応急対策に必要なと想定される量を確保するよう努めるものとし、これにかかる経費は、乙の負担とする。

（燃料の種類等）

第4条 甲が乙に優先供給（仕入れを含む。）を要請する燃料は、災害応急対策に使用する車両、災害対策本部や避難所等に使用する燃料とする。

2 緊急に必要な物品（燃料等の携行缶、給油ポンプ等。）について、甲が優先供給を要請した場合においては、乙は支障のない範囲で、これに応じるものとする。

（燃料等の納品）

第5条 配送が必要な燃料等の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所において、乙は甲の職員とともに要請のあった燃料等の確認を行い、指示により納品するものとする。

（燃料等の価格）

第6条 甲が乙に支払う燃料等の価格は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議して決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は前条により決定した価格を、平常時に準じた方法により甲に請求するものとし、甲はこれを支払う。ただし、災害の状況によりこの方法により難しい場合などは、甲乙協議して定めるものとする。

(事故等の責任)

第8条 この協定に基づく燃料等の搬出又は輸送中の事故等については、乙の責任において処理する。

(協力に当たっての読み替え)

第9条 第2条第2項の規定により、甲が乙の会員に協力の実施を依頼し、当該会員において燃料等の優先供給を行う場合にあっては、前条までの中「乙」とあるのは「乙の会員」と読み替えるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月15日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地
甲 日高市
日高市長

埼玉県日高市大字鹿山74番地6
乙 埼玉県石油商業組合飯能支部日高班

※ 埼玉県石油商業組合飯能支部日高班

株式会社オノダ、有限会社水村石油、かわばた石油、株式会社清水商会、有限会社コイズミ

資料第52 災害時におけるLPガス等の提供に関する協定書（社団法人埼玉県LPガス協会西武支部）

（計画 180 ページ）

日高市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県LPガス協会西武支部（以下「乙」という。）は、地震・風水害及びその他の災害発生時又は災害発生のおそれのある場合（以下「災害時」という。）におけるLPガス及びガス設備（以下「LPガス等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日高市地域防災計画に基づき、災害時において避難所等へのLPガス等の供給要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時にLPガス等の提供を受けようとするときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は乙に対し、LPガス等の供給を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により当該要請を行うことができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、優先的にLPガス等の提供に努めるものとする。

（LPガス等の運搬）

第4条 LPガス等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

2 LPガス等の設置場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該設置の確認を行うものとする。

3 LPガス等の撤去は、甲の要請により、乙が行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙からLPガス等の提供を受けたときは、その費用を負担するものとする。

2 LPガス等の提供に要する費用は、災害時直前における価格を基準として、提供時に甲乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月20日

甲 日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 日高市大字栗坪5番地9
一般社団法人埼玉県LPガス協会西武支部
支部長

資料第53 災害時における井戸水の供給に関する協定書（市内6事業所）

（計画182・187ページ）

日高市（以下「甲」という。）と市内6事業所（以下「乙」という。）は、災害時における井戸水の供給に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な災害発生時に、甲だけでは、被災市民に対し十分な生活用水等の供給ができない場合において、乙が本協定に基づき、被災市民に対し井戸水を供給することについて、甲と乙との間において、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、乙の所有する井戸より給水可能な範囲で、被災市民に対する生活用水等の供給に関し、協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙に対して協力を要請する場合、要請の理由、要請の内容、協力を要請する期間、その他必要事項を明らかにして書面により要請しなければならない。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（立ち入り可能区域等の設定）

第4条 両者は、あらかじめ乙の敷地内における被災市民の立ち入り可能区域及び井戸水の供給場所を別紙のとおり定め、乙は、井戸水を供給する際、バリケード、立ち入り規制ロープ等により、区域や場所を明示するものとする。

（井戸水の供給時間）

第5条 井戸水の供給時間は、次のとおりとする。

- (1) 乙の定めた供給時間内とする。
- (2) 両者協議の上、臨時的に供給時間を定めた場合は、その定めた時間内とする。

（連絡窓口）

第6条 両者は、あらかじめ井戸水の供給に関する連絡窓口を書面により定め、情報を交換し、連絡窓口が変更となった際は、速やかに書面にて相互に報告するものとする。

（情報公開）

第7条 甲は、井戸の所在地等の情報について、一般に公開するものとする。

（維持管理）

第8条 井戸の維持管理は、乙の責任において行う。

（費用負担）

第9条 乙が被災市民に対して井戸水を供給した時に要した費用については、甲の負担とし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第10条 井戸水の供給に関して、設備等に損傷が生じた場合は、甲、乙協議の上、補償額を確定し、両者で解決にあたるものとする。

(報告)

第 11 条 乙は、その所有する井戸水の使用を中止し、又は廃止した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 30 日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申し出をしないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

(細目)

第 13 条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(定めのない事項等)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、それぞれ各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

日高市大字南平沢 1020 番地

甲 日高市
日高市長

乙

※ 市内 6 事業所

資料第54 災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書（埼玉女子短期大学）

（計画 159 ページ）

日高市（以下「市」という。）と埼玉女子短期大学（以下「大学」という。）は、次のとおり災害時における避難所等の施設利用等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、市が大学の管理する学校施設を指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 市は、大学の施設に避難所等を開設する必要があるときは、大学に対し、施設の利用及び避難所等の開設、運営等への協力（以下「施設利用等」という。）を要請することができる。

2 市は、大学に対し、施設利用等を要請するときは、電話等により要請を行うものとする。

3 大学は、市から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。

（利用施設等）

第3条 市が利用する施設は、次のとおりとする。

(1) 指定避難所として利用する施設 体育館

(2) 指定緊急避難場所として利用する施設 運動場

(3) 避難所等として利用する施設に付随する大学の学校設備、備品、機器類等

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、大学の施設及び学生・教職員の被害状況等を勘案した上で、各々協議してその都度定めるものとする。

（避難所配備職員の派遣）

第4条 市は、施設利用等を行う場合には、避難所等に避難所配備職員を派遣するものとする。

（避難所等の開設）

第5条 避難所等の開設は、大学の教職員の協力を得て、市の派遣した避難所配備職員が行うものとする。ただし、市の避難所配備職員が派遣されるまでの対応は、大学の教職員が行うものとする。

2 大学が避難所等の開設が必要であり、かつ可能であると判断した場合には、市からの要請を待たずに、大学の施設を避難所等の利用に供し、避難所配備職員の派遣等市の助

力を求めることができるものとする。その場合は、大学はその旨を速やかに市へ報告するものとする。

- 3 市は、夜間休日等に災害が発生し、大学の施設に避難所等を開設する必要が生じたときは、大学の施設を大学の了承のもとに避難所等の利用に供することができるものとする。その場合の避難所等の開設は、市の派遣した避難所配備職員が行うものとする。

(避難所等の管理及び運営)

第6条 避難所等の管理及び運営は、市の派遣した避難所配備職員、大学の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が行うものとする。

- 2 避難所等の運営については、大学は市にできる範囲で協力するものとする。
- 3 市は、市の負担で大学の敷地内に防災資機材用倉庫等を設置し、使用することができるものとする。この場合、大学の所定の手続きを得るものとする。なお、市は緊急時を想定し、防災資機材用倉庫の鍵を事前に大学の担当部署に預けるものとする。

(大学の施設等の返還)

第7条 市は、大学の施設を避難所等に利用した場合は、大学の求めがあるときは速やかに避難所等を閉鎖し、大学の施設及び学校設備、備品、機器類等の全部を返還する。

- 2 市は、避難者の減少等により大学の施設及びこれに付随する学校設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に大学の施設及び学校設備、備品、機器類等を大学に返還するものとする。
- 3 市は、避難所等を閉鎖するときは、速やかに、大学の施設及び学校設備、備品、機器類等の全部を大学に返還するものとする。この場合において、市は、可能な限り、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。
- 4 大学の施設及び大学の学校設備、備品、機器類等の返還に関し、市及び大学は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 施設利用等に要した経費は、市が負担するものとし、その金額等については、市及び大学で協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあつては、その定めに従うものとする。

(損害賠償)

第9条 市は、市が大学の施設を避難所等として利用し、そのことにより大学が損害を受けたときは、故意又は過失の有無を問わず、大学が受けた損害を賠償する責に任ずる。

(施設の重要な変更)

第10条 大学は、避難所等に指定された施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、市に対し事前に通知するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、市及び大学のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

(補則)

第12条 この協定に定めがない事項、この協定に疑義が生じた事項等は、市及び大学が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月1日

日高市大字南平沢1020番地
日 高 市
日高市長

日高市大字女影1616番地
埼玉女子短期大学
学 長

資料第55 災害時における無人航空機（ドローン）を活用した被害状況調査等に関する協定書（司測量設計調査株式会社）

（計画 118 ページ）

日高市（以下「甲」という。）と司測量設計調査株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機（ドローン）を活用した被害状況の調査等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震や風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生したとき又は、その恐れがあるときの甲の要請に基づき乙が実施する無人航空機（ドローン）での被害状況調査業務（以下「調査」という。）に関する事項について定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に情報収集等のため必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず口頭又は電話により要請することとし、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

（調査の内容）

第3条 調査の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること。
- (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること。
- (3) その他必要な事項については、甲乙協議の上、決定する。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機（ドローン）及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応じるものとする。

3 乙は、甲の要請を受けて活動するときは、関係法令を厳守するとともに甲の指示に従うものとする。

（報告）

第4条 乙は、本調査を実施した場合、報告書（様式第2号）により甲の定める期限までに報告を行う。

（映像の所有権等）

第5条 本協定に基づく調査による映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定に基づき要した経費の費用負担については、別途覚書で定める。

(秘密の保持)

第7条 乙は、調査上知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。また、調査終了後もまた同様とする。

(平常時の準備)

第8条 乙は、無人航空機（ドローン）の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から無人航空機（ドローン）の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(災害補償)

第9条 調査に従事した者が、当該調査等の実施により負傷又は死亡した場合における災害補償については、乙の責任において行う。

2 乙が当該調査等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、乙の責任においてその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項又は、この協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成30年12月25日

(甲) 日高市大字南平沢1020番地

日高市
日高市長

(乙) 川越市大字的場1281番地21

司測量設計調査株式会社
代表取締役

資料第56 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

（計画 132 ページ）

日高市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、日高市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲と乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 甲が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甲と乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲と乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲と乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他の一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲と乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年1月31日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

甲 日高市
日高市長

東京都千代田区紀尾井町1番3号
乙 ヤフー株式会社
代表取締役

資料第57 災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書（学校法人埼玉医科大学）

（計画 159 ページ）

日高市（以下「市」という。）と学校法人埼玉医科大学（以下「大学」という。）は、次のとおり災害時における避難所等の施設利用等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、市が大学の管理する学校施設を地元住民等の一時的な避難所（以下「避難所等」という。）として利用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 市は、大学の施設に避難所等を開設する必要があるときは、大学に対し、施設の利用及び避難所等の開設、運営等への協力（以下「施設利用等」という。）を要請することができる。

2 市は、大学に対し、施設利用等を要請するときは、電話等により要請を行うものとする。

3 大学は、市から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。

（利用施設等）

第3条 市が利用する施設は、次のとおりとする。

(1) 避難所等として利用する施設（埼玉医科大学 創立30周年記念講堂）

(2) 避難所等として利用する施設に付随する大学の学校設備、備品、機器類等

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、大学の施設及び学生・職員の被害状況等を勘案した上で、各々協議してその都度定めるものとする。

（避難所配備職員の派遣）

第4条 市は、施設利用等を行う場合には、避難所等に避難所配備職員を派遣するものとする。

（避難所等の開設）

第5条 避難所等の開設は、大学の教職員の協力を得て、市の派遣した避難所配備職員が行うものとする。ただし、市の避難所配備職員が派遣されるまでの対応は、大学の職員が行うものとする。

2 大学が避難所等の開設が必要であり、かつ可能であると判断した場合には、市からの要請を待たずに、大学の施設を避難所等の利用に供し、避難所配備職員の派遣等市の助

力を求めることができるものとする。その場合は、大学はその旨を速やかに市へ報告するものとする。

- 3 市は夜間休日等に災害が発生し、大学の施設に避難所等を開設する必要があるときは、大学の施設を大学の了承のもとに避難所等の利用に供することができるものとする。その場合の避難所等の開設は、市の派遣した避難所配備職員が行うものとする。

(避難所等の管理及び運営)

第6条 避難所等の管理及び運営は、市の派遣した避難所配備職員、大学の職員が行うものとする。

- 2 避難所等の運営については、大学は市にできる範囲で協力するものとする。

(大学の施設等の返還)

第7条 市は、大学の施設を避難所等に利用した場合、大学の求めがあるときは速やかに避難所等を閉鎖し、大学の施設及び学校設備、備品、機器類等の全部を返還する。

- 2 市は、避難所等を閉鎖するときは、速やかに、大学の施設及び学校設備、備品、機器類等の全部を返還するものとする。この場合において、市は、可能な限り、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。
- 3 大学の施設及び大学の学校設備、備品、機器類等の返還に関し、市及び大学は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 施設の利用等に要した経費は、市が負担するものとし、その金額等については、市及び大学で協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(損害賠償)

第9条 市は、市が大学の施設を避難所等として利用し、そのことにより大学が損害を受けたときは、故意又は過失の有無を問わず、大学が受けた損害を賠償する責に任ずる。

(施設の重要な変更)

第10条 大学は、避難所等に指定された施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、市に対し事前に通知するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、市及び大学のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

(補則)

第12条 この協定に定めがない事項、この協定に疑義が生じた事項等は、市及び大学が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月10日

日高市大字南平沢1020番地

日高市

日高市長

毛呂山町大字毛呂本郷38番地

学校法人 埼玉医科大学

理事長

資料第58 災害時における物資提供等の協力に関する協定書（ムサシ王子コンテナ株式会社）

（計画 186 ページ）

日高市（以下「甲」という。）とムサシ王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内災害時の物資提供等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し物資提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の品目）

第3条 この協定により、甲が乙に対し提供を要請する物資は、次に掲げるものの内、乙が保有又は調達できるものとする。

- (1) 段ボールベッド及びらくだん※連続段ボールシートもしくは同等品
- (2) その他乙が取扱う製品

（提供の実施等）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、自身の被災等で第2条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 費用は、協力要請時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 費用の支払い方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(協力の解除)

第8条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3ヶ月前に文書で相手方に通知しなければならない。

- 2 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。
- 3 乙は、この協定に基づく目的を達成することができない状況となったときは、甲に協定解除の申出をし、甲の承諾を得ることとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日初年度の最終日とし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協定事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又は協定の定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月6日

(甲) 埼玉県日高市大字南平沢1020番地

日高市

日高市長

(乙) 埼玉県入間市狭山ヶ原11番地7

ムサシ王子コンテナ株式会社

代表取締役社長

資料第59 災害時における被災者支援に関する協定書（埼玉県行政書士会）

（計画227ページ）

日高市（以下「甲」をいう。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」をいう。）は、日高市内で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時の被災者支援のため、行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において、「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談の対象者）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害時に、当該災害により被害を受けた日高市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害時に、当該災害により日高市外から同市内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲が必要と認めたもの

（要請の手続）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合には、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別に定める「災害時支援要請書（様式）」により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、口頭により、次の事項を明らかにして、要請をすることができることとし、後日、速やかに本件要請書を送付するものとする。

- （1）要請内容
- （2）場所
- （3）期間

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、第4条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場合の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況やその他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月5日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

甲 日高市
日高市長

埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

乙 埼玉県行政書士会
会長

資料第60 災害時における食糧品の優先提供等に関する協定書（株式会社旭フーズ）

（計画185・186ページ）

日高市（以下「甲」という。）と株式会社旭フーズ（以下「乙」という。）とは、日高市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における食糧品の優先提供等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の積極的な協力を得て食糧品の優先提供等を受けることにより、日高市地域防災計画に基づく食糧品の確保を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 この協定に定める協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）甲の指定する場所へ貨物車両を使用し、乙の取り扱う食糧品の提供
- （2）救援物資の集積及び配送等の拠点としての乙の施設の一部提供
- （3）災害時における情報の共有

2 甲は、前項第2号の施設の利用を終了したときは、乙に速やかに引き渡すものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、文書をもって行うこととする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の規定により乙が提供した食糧品等の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（定めのない事項等）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を

所持する。

令和3年5月18日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地
甲 日 高 市
日高市長

埼玉県日高市大字馬引沢316番地3
乙 株式会社旭フーズ
代表取締役

資料第61 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書（株式会社デベロップ）

（計画159ページ）

日高市（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害時におけるコンテナモジュール（以下「移動式宿泊施設等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時等に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。
2 移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（移動式宿泊施設等の引渡し）

第4条 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。
2 甲は、乙が移動式宿泊施設等を運搬する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（移動式宿泊施設等の返却）

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返却するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、請求を受けた日から起算して30日以内で支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和4年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年 6月 1日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地

日高市長

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役

資料第62 災害時における支援協力に関する覚書（株式会社高麗川カントリー倶楽部）

（計画 159 ページ）

日高市（以下「市」という。）と株式会社高麗川カントリー倶楽部（以下「高麗川ＣＣ」という。）とは、日高市内に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における支援協力に関して、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、日高市内において、災害時等に避難者が発生、又は発生するおそれがある場合に、市の要請により、高麗川ＣＣが支援協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 市は、災害時等における次の事項について、高麗川ＣＣに対し、協力要請することができる。

- （1）避難者の収容
- （2）飲料水、食事等の提供
- （3）浴場の提供
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（協力の実施）

第3条 高麗川ＣＣは、前条の規定により市から協力の要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第4条 市の高麗川ＣＣに対する協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請することができるものとする。その場合、後日、文書を提出するものとする。

2 市と高麗川ＣＣは、連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、支障を来たさないように、常に点検、改善に努めるものとする。

（費用の負担）

第5条 市の協力要請に基づき、高麗川ＣＣが実施した支援協力に要する費用は、市が負担するものとし、価格は市、高麗川ＣＣ協議の上、決定するものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定める事項を円滑に推進するため、市と高麗川ＣＣは、必要に応じて協議を行うものとする。

（覚書の有効期間）

第7条 この覚書の有効期間は、協定の締結の日から令和5年3月末日までとする。ただし、この覚書の有効期間満了日の1か月前までに、市又は、高麗川ＣＣいずれからも申し入れがない場合には、更に1年間自動更新されるものとし、以後同様とする。

(定めのない事項等)

第8条 この覚書に定めるもののほか必要な事項、又はこの覚書について疑義が生じたときは、市と高麗川CCが協議して定めることとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、市、高麗川CC署名のうえ、それぞれその1通を所持する。

令和3年12月6日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

埼玉県日高市大字北平沢1485番地
株式会社高麗川カントリー倶楽部
取締役社長

資料第63 災害発生時における施設等の提供協力に関する協定書（G L P 投資法人）

（計画 159 ページ）

日高市（以下「甲」という。）及びG L P 投資法人（以下「乙」という。）は、災害発生時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日高市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要があるとき、災害から避難する者（以下「災害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（災害避難者の受入れ）

第2条 乙は、災害に関する情報等の取得に努めることとし、甲が高齢者等避難、避難指示（以下「避難情報等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は災害避難者を災害避難施設（第3条第1項に定義する。）のうち災害からの避難に適する場所への受入れを開始するものとする。

乙が、甲の申請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

2 災害避難者の受入れは、避難情報等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、災害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により災害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない災害避難者がいるときは、乙と協力し災害避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、災害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、市民等に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

6 乙が別途認めた場合に限り、3階車路への車両での避難を認める。但し、避難実施した場合でも、施設運営の都合上、乙が退去を求めた場合については、甲はこれに協力するものとする。

（災害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 災害避難者を受け入れる施設（以下「災害避難施設」という。）の範囲等は、次の表及び別途図面のとおりとする。

施設名称	G L P 狭山日高Ⅱ
所在地	埼玉県日高市大字上鹿山字茗荷沢788-1
使用範囲	3、4階車路及び5階カフェテリア
避難通路	北側ランプウェイより3、4階車路へ

	メインエントランスより階段で5階カフェテリアへ
避難時の入口	北東側敷地入口

- 2 乙は、災害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第4条 災害避難者の受入れに伴い、災害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

- 2 前項に関わらず、災害避難施設全体をテナント1社に賃貸することになった場合には、この協定の有効期間や協力内容等につき甲乙改めて協議し、当該テナントの意向によっては協定を終了することについても予め同意するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2021年 12月 24日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市長

乙 東京都港区東新橋一丁目2番5号
汐留シティーセンター
GLP投資法人
執行役員

資料第64 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ）

（計画 185・186・187 ページ）

日高市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙が、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2. 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2022年9月12日

甲 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市
日高市長

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社 カインズ
代表取締役

第 3 章 災害履歴

資料第65 埼玉県における主な地震被害

(計画17ページ)

発生年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まるること数里、百姓の圧死者多数
878.11.1	7.4	35.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り住通不通となる。圧死者多数
1615.6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れは生じた。詳細不明
1630.8.2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし
1649.7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・ 下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀破損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣破損し、八王子・井那で有感、余震日々40～50回、死者50人余。県内では、川越で被害があった事が最近わかったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、被災化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.70 139.80	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者がでた。江戸の被害も大きかったが県内の被害の詳細は不明。
1791.1.1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損 川越で喜多院の屋根など破損
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	県内の推定震度は、蕨、桶川、行田で5
1855.11.11	6.9	35.65 137.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.22km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。県内では、推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒死1、傷1、見招代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859.1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々破損、江戸・佐野・鹿沼で有感
1894.6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾 北部	被害が大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316箇所。県内では、埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10.7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾 北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁小破多し。
1923.9.1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。県内では、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924.1.15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。

発生年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
1931. 9. 21	6. 9	36. 15 139. 23	0	埼玉県 北部	県内の死者は11人、負傷者は114人、全壊家屋172戸。 中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6. 1	35. 59 139. 26	50	埼玉県中 部	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家 屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名
1989. 2. 19	5. 6	36. 01 139. 54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2軒。他に塀、車、窓ガラス等破 損、熊谷で震度3
2011. 3. 11	9. 0	38. 06 142. 51	24	三陸沖	東北地方太平洋沖地震とその後の余震、それに伴って発生した津波お よび福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を被った。 死者15,894名、負傷者6,152名、行方不明者2,563名、家屋全壊 121,783戸、半壊278,140戸、全半壊297戸、床上浸水3,352戸、床下浸 水10,234戸、一部破損746,125戸。県内では負傷者45名。日高市では 震度4を記録。(2016年1月時点)

資料第66 歴史に残る過去の風水害

(計画17・18ページ)

発生年月日	災害誘因		被害内容	
明治23年8月23日	不	明	大洪水	
明治40年8月21日	不	明	大洪水	
明治43年8月11日	不	明	大洪水	8月2日からの降雨で大洪水が発生 流破家屋 12戸 (高麗村) 浸水家屋 40戸 (高麗村) 50戸 (高麗川村) 5戸 (高萩村) 田畑の浸水 22町
昭和22年9月14日	カスリ	台風	浸 水	浸水家屋 46戸 (高麗村) 15戸 (高麗川村) 5戸 (高萩村) 田畑の浸水 21町 橋の流出 (鹿台・天神・新井橋の3橋)
昭和41年9月24日	台風26号		浸 水	住家の被害 耕作物等の被害 全壊 24戸 農地埋没 1ha 半壊 154戸 水稲 256ha 一部破損 349戸 畑作物 426ha 床上浸水 3戸 農業用施設 2ha 床下浸水 26戸 公共土木被害 非住家の被害 道路損壊 2カ所 全壊 128戸 崖崩れ 4カ所 半壊 121戸 橋の流出 4カ所 一部破損 320戸
昭和57年7月31日	台風10号		浸 水	床下浸水 2戸 冠水田畑 41ha
昭和57年9月12日	台風18号		水 害	床下浸水 40戸 床上浸水 11戸 橋の冠水 8カ所 高萩地内 4カ所 別所地内・女影地内 鹿山地内・下鹿山地内 1カ所 通行止め 3カ所 町道下高萩地内 2カ所 (橋脚洗堀) 町道上鹿地内 (土砂崩れの恐れ)
昭和60年7月20日	豪 雨		鉄砲水	死者 2名
平成2年11月30日	台風28号		土砂災害	土砂崩れ 2カ所 大字新堀地内・上鹿山地内 通行止め 3カ所 大字新堀地内・上鹿山地内 市道 (高麗神社付近)

発生年月日	災害誘因		被害内容	
平成3年8月22日	台風12号	浸水	床下浸水 1戸 1戸 5戸	大字鹿山地区内 中鹿山地区内 高萩地区内
平成11年8月14日	豪雨	水害	床下浸水 11戸 土砂崩れ 2カ所 橋の冠水 2カ所 護岸崩落 6カ所 側溝崩落 1カ所 倒木 1カ所	大字新堀地区内・高岡地区内 大字新堀地区内 小畔川、下小畔川、南小畔川 大字新堀地区内 大字高麗本郷地区内
平成26年2月14日～15日	大雪	大雪	2月8日～9日、14日～15日にかけて大量の雪が降り、県内では15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと観測史上最大の積雪となった。更に明け方には雨まじりになったため雪が重くなり、被害が大きくなった。日高市では50cm程度の積雪があり、カーポート、ビニールハウスに多数の被害があった。	
平成28年8月22日	台風9号	浸水	床下浸水 19戸 道路通行止 10カ所 河川溢水 7カ所 倒木 10カ所	
令和元年10月12日	台風19号	風水害	住家被害 浸水被害4件・風害2件 木橋倒壊 新井橋・新堀橋・久保の下橋 土砂崩れ 1カ所 大字高岡地区内 倒木 26カ所 道路通行止め 11カ所 道路損壊 2カ所 大字台地区内・高岡地区内 水路損壊 2カ所 大字高萩地区内・高麗本郷地区内 給水管破損漏水による断水 18件 河川氾濫による農業被害 ほか	

第4章 消防関係・防災設備

資料第67 埼玉西部消防組合非常招集に関する要綱第5条別表 非常招集の発令基準
 (その他の災害)

(計画114・115ページ)

発令区分	発令基準
第1号体制招集	1 組合市にその他の災害による被害が発生したとき。 2 警防体制を強化する必要があると局長が認めたとき。
第2号体制招集	1 組合市にその他の災害による大規模な被害が発生したとき。 2 第1号体制招集による警防体制をより強化する必要があると局長が認めたとき。
第3号体制招集	1 組合市にその他の災害による甚大な被害が発生したとき。 2 消防総力を挙げて災害対応する必要があると局長が認めたとき。

資料第68 危険物貯蔵所等の状況

(計画390ページ)

令和4年10月19日現在

数量 (倍数)	製造所等の別 合計	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所			事業所数
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	
施設数	185	3	121	36	23	1	33		9	19	61	34	27	77
5倍以下	49		39	15	4		10		9	1	10	4	6	
5倍を超え 10倍以下	28	1	12	8		1	2			1	15	2	13	
10倍を超え 50倍以下	63		46	6	16		7			17	17	14	3	
50倍を超え 100倍以下	13		6	1	1		4				7	7		
100倍を超え 150倍以下	11	1	7	3			4				3	1	2	
150倍を超え 200倍以下	6		5	3			2				1	1		
200倍を超え 1000倍以下	15	1	6		2		4				8	5	3	

資料第69 市の防災行政無線【移動系】設置状況

(計画117ページ)

無線局番号	設置場所	管理担当課	備 考
ぼうさい ひだか	日高市大字南平沢1020番地	危機管理課	親局（5階）及びリモコン（2階）
ひだか1	日高市大字南平沢1020番地	管財課	日産バネット（22号車）
ひだか2	日高市大字南平沢1020番地	管財課	日産バネット（26号車）
ひだか3	日高市大字南平沢1020番地	管財課	トヨタタウンエース（トラック）
ひだか4	日高市大字南平沢1020番地	建設課（維持担当 用）	マツダボンゴ
ひだか5	日高市大字南平沢1020番地	危機管理課	スズキアルト（青色回転灯装着車）
ひだか11	日高市大字高岡150番地	水道課	トヨタダイナ（リフト付）
ひだか12	日高市大字高岡150番地	水道課	いすゞエルフ（給水車）
ひだか14	日高市大字南平沢1020番地	武蔵台公民館	
ひだか15	日高市大字南平沢1020番地	高麗公民館	
ひだか16	日高市大字南平沢1020番地	高麗川公民館	
ひだか17	日高市大字南平沢1020番地	高麗川南公民館	
ひだか18	日高市大字南平沢1020番地	高萩公民館	
ひだか19	日高市大字南平沢1020番地	高萩北公民館	
ひだか20	日高市大字南平沢1020番地	危機管理防災課 （消防団用）	
ひだか21	日高市大字南平沢1020番地	危機管理課	
ひだか22	日高市大字南平沢1020番地	危機管理課	
ひだか23	日高市大字南平沢1020番地	危機管理課	
ひだか24	日高市大字南平沢1020番地	危機管理課	
ひだか25	日高市大字南平沢1020番地	危機管理課	
ひだか26	日高市大字南平沢1020番地	危機管理課	
ひだか27	日高市大字南平沢1020番地	危機管理課（建設 課）	
ひだか28	日高市大字南平沢1020番地	危機管理課（建設 課）	
ひだか29	日高市大字南平沢1020番地	危機管理課（建設 課）	
ひだか31	日高市大字高岡150番地	水道課	
ひだか32	日高市大字高岡150番地	水道課	
ひだか33	日高市大字高岡150番地	水道課	
ひだか34	日高市大字高岡150番地	水道課	

資料第70 市の防災行政無線【固定系】設置状況

(計画117ページ)

局番	局名	住所
01	日高市役所	大字南平沢1020
02	ロケット公園	横手2丁目28-19
03	横手台グラウンド	横手1丁目1000-3
04	武蔵台小学校	武蔵台5-1-1
05	大雀巣公園	武蔵台5丁目535-182
06	武蔵台3丁目交差点	武蔵台3丁目344-223
07	武幡横手神社	大字横手字諏訪511-5
08	武蔵横手東	大字横手224-3
09	駒高配水場	大字高麗本郷字平松962-1
10	消防第1分団	大字久保27-2
11	台自治会館	大字台376-3
12	高岡浄水場西	大字高岡187-9
13	高麗小学校	大字梅原5-1
14	高麗神社南	大字新堀906-1
15	創価学会施設	栗坪栗原前389-1
16	消防第2分団	大字野々宮15-11
17	かに沢の広場	大字猿田202-2
18	総合福祉センター	大字楡木字前田194
19	西口1号公園	高麗川2丁目24
20	西口4号公園	四本木2丁目3
21	藤川公会堂	大字新堀634-1
22	南平沢地区	南平沢八幡35-2
23	消防第4分団	大字北平沢1034-1
24	県道30号線北平沢	大字北平沢1393-1
25	北平沢公会堂	大字北平沢519-1
26	八幡久保公園	大字上鹿山715-70
27	ちびっこ広場西	大字南平沢1276
28	田波目ふれあい広場南	大字田波目718-1
29	報徳神社	大字原宿704-1
30	高萩北中学校	大字旭ヶ丘181-1
31	駒寺野新田	大字駒寺野新田239-6
32	栄新田集落センター	大字森戸新田96-10
33	下高萩新田	大字下高萩新田36-17
34	日高団地ロータリー	高萩東2-28

局番	局名	住所
35	日高団地入口交差点	大字高萩2236-7
36	高萩北小学校	大字旭ヶ丘800
37	女影新田児童遊園	大字女影新田8-1
38	原宿地区南	大字原宿440-1
39	高麗川中学校	大字原宿49
40	生涯学習センター	大字鹿山字四反田堀北370-20
41	消防第3分団	大字鹿山36
42	旧北口公会堂	大字女影1790-2
43	総合公園入口	大字高萩1565-1
44	下高萩公会堂	大字高萩2044-2
45	下大谷沢区公会堂	大字下大谷沢301-1
46	市道C663号線下大谷沢	大字下大谷沢546-33
47	高萩中学校	大字高萩792-1
48	高萩団地自治会館	大字高萩956-1
49	上之條公会堂	大字女影626-1
50	姥田公会堂東側	女影1402-1
51	日高都市ガス	大字下鹿山472
52	高麗川南公民館	大字中鹿山81-1
53	こま川団地3街区	大字下鹿山514-1
54	高根小学校	大字中鹿山523-3
55	中沢地区西	大字女影821-1
56	中沢区公会堂	大字中沢59-3
57	大谷沢農業集落排水施設	大字大谷沢559-1
58	J A いるま野 高萩南直売所	大字大谷沢517-1
59	馬引沢集落センター	大字馬引沢196-2
60	田木公民館東	地番無し
61	高富地区自治会館	大字高富37-2
62	かどっこ公園	大字高萩2096-25
63	女影交差点西側	大字女影150-10
64	北1号公園	大字高萩2380-1
65	高麗本郷706-4	高麗本郷706-4

ダンボール組立下駄箱	セット		12				2			2				2				2			2			
クイックテント	基		9	3	1			1				1			1			1			1			
パーテーション	枚		138				23			23				23				23			23			
塩化カルシウム	袋		60							60														
チェンソー	台		3	3																				
使い捨て哺乳瓶	個		100	100																				
おむつ (大人用) M20 枚×3 袋 M22 枚×3 袋 L 16 枚×4 袋 L17 枚×3 袋 LL16 枚×2 袋	枚		273							273														
おむつ (子供用) S84 枚×3 袋 M64 枚×4 袋 L54 枚×4 袋	枚		724							724														
生理用品 (セット: 30 枚)	枚		720							720														
尿取りパット	枚									30														
介護用シート	枚									16														
トイレットペーパー	ロール		600				100			100				100				100			100			
非常日モバイル発電機	台		2	2																				
ダンボールパーテーション (セット: 10 世帯)	セット		10	3	1			1						1				1			1			1
消毒液 (缶: 15 kg)	缶		30	7	3			2					3				3			3			3	3
ゴーグル	個		10	1	1			1				1		1			1			1			1	1
非接触型温度計	個		50	14	4			4				4		4			4			4			4	4
フェイスシールド	個		540	160	300			10				10		10			10			10			10	10
消毒用手袋	セット		250	160	10			10				10		10			10			10			10	10
防護服	着		960	10	950																			
不織布つなぎ	着		19	1	2			2				2		2			2			2			2	2
ランタン	個		4		4																			

※上記以外に各小・中学校へ待機児童及び教職員用として、食糧5,360食(合計)・飲料水5,376本(合計)備蓄してある。

資料第72 消防業務相互応援協定締結一覧表

(計画116ページ)

番号	名 称	協 定 先	応援協定締結者	締結日
1	埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県下市町村等	埼玉県下市町村等の長	H19. 7. 1
2	埼玉県防災ヘリコプター 応援協定	埼玉県知事	埼玉県知事	H3. 3. 29
3	消防相互応援協定	東京消防庁	消防総監	H25. 4. 1
4	消防の相互の応援協定書	朝霞地区一部事務組合	組合管理者	H25. 5. 17
5	消防の相互の応援協定書	入間東部地区事務組合	組合管理者	H30. 4. 1
6	消防の相互の応援協定書	川越地区消防組合	組合管理者	H25. 5. 17
7	消防相互応援協定	坂戸・鶴ヶ島消防組合	組合管理者	H25. 5. 17
8	消防の相互の応援協定	比企広域市町村圏組合	組合管理者	H25. 5. 17
9	消防相互応援協定	西入間広域消防組合	組合管理者	H25. 5. 17
10	消防相互応援協定	秩父広域市町村圏組合	組合管理者	H25. 5. 17

※No. 3～10までの応援協定の名称には協定先と組合名が入る。

(例) 東京消防庁 埼玉西部消防組合 消防相互応援協定

※網掛け部分は日高市との隣接がない地区。

資料第73 防災ヘリコプター出場要請（受信）書

（計画201ページ）

防災航空隊出場要請（受信）書

埼玉県防災航空センター所長 様

防災航空隊緊急電話番号 049-297-7905

一般加入電話 049-297-7810, 7811

ファクシミリ 049-297-7906

1 要請団体名	発信者：
2 要請日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
3 要請種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)調査 (5)救援
4 発生場所 現場目標	(市・町・村) 目標物：
5 発生日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分頃
6 災害の概要 及び要請任務	
7 必要資機材	
8 気象条件	天候： 風向： 風速： m/s 気温： °C 視界： m 雲高： m 警報及び注意報：
9 出場先場外 離着陸場外	場所： (市・町・村) 番地 名称及び目標物：
10 搬送先場外 離着陸場外	場所： (市・町・村) 番地 名称及び目標物：
11 傷病者	住所： 傷病者の人数： 人 氏名： (歳) (男・女) 傷病名： 程度：(重・中・軽)
12 調査出場内容	写真撮影・VTR撮影・ヘリテレ撮影・その他：
13 救援出場内容	輸送物件・人員：
14 現地搭乗者	(有・無) 機関名：
15 地上指揮者 コールサイン	指揮者名： 無線種別： (全国波・県波)、コールサイン：
16 他の航空機の出場要請	(有・無) 機関名： 機数： 機
* 以下の項目については、航空隊で出動決定後連絡します。	
1 航空隊指揮者	
2 出 場 機	
3 到着予定時刻	
4 活動予定時間	
5 航空燃料の 確保	
特記事項	

注：「ヘリテレ」とは、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを指す。

第5章 避難關係

資料第74 都市公園数及び面積の状況

(計画71ページ)

各年4月1日現在

年 度	箇 所 数	面 積
平成7年度	39箇所	199,179m ²
平成8年度	39箇所	199,179m ²
平成9年度	46箇所	202,490m ²
平成10年度	51箇所	269,784m ²
平成11年度	51箇所	269,784m ²
平成12年度	52箇所	269,978m ²
平成13年度	52箇所	269,978m ²
平成14年度	53箇所	270,290m ²
平成15年度	55箇所	270,954m ²
平成16年度	59箇所	273,607m ²
平成17年度	60箇所	273,798m ²
平成18年度	65箇所	326,691m ²
平成19年度	66箇所	326,830m ²
平成20年度	67箇所	326,963m ²
平成21年度	67箇所	326,963m ²
平成22年度	67箇所	326,963m ²
平成23年度	67箇所	326,963m ²
平成24年度	67箇所	326,963m ²
平成25年度	73箇所	339,258m ²
平成26年度	74箇所	339,437m ²
平成27年度	74箇所	339,468m ²
平成28年度	74箇所	408,693m ²
平成29年度	74箇所	408,700m ²
平成30年度	74箇所	408,700m ²
令和元年度	74箇所	408,700m ²
令和2年度	74箇所	408,700m ²

資料第75 避難場所一覧表

(計画151・152・159ページ)

(1) 指定緊急避難場所

令和4年10月1日現在

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	災害種別ごとの指定							指定避難所との重複	想定収容人数 (人)
				洪水	及び地滑り	崖崩れ、土石流	高潮	地震	津波	大規模な火事		
1	日高市立高麗小学校	大字梅原5-1	042-989-1014	○		○					○	200
2	日高市立武蔵台小学校	武蔵台五丁目1-1	042-982-2221	—		○					○	267
3	日高市立高麗中学校	大字梅原350	042-989-1017	○		○					○	439
4	日高市立武蔵台中学校	武蔵台六丁目150-1	042-982-3161	—		○					○	449
5	日高市高麗公民館	大字栗坪92-2	042-989-2381	○		—					○	68
6	日高市武蔵台公民館	武蔵台五丁目1-2	042-982-2950	○		○					○	128
7	日高市総合福祉センター	大字楡木201	042-985-9988	○		○					○	95
8	日高市立高麗川小学校	大字南平沢335	042-989-0275	○		○					○	277
9	日高市立高根小学校	大字中鹿山523-3	042-989-4982	○		○					○	259
10	日高市立高麗川中学校	大字原宿49	042-989-1158	○		○					○	441
11	日高市立高根中学校	大字女影1180	042-985-3633	—		○					○	438
12	日高市文化体育館	大字南平沢1010	042-985-2090	○		○					○	727
13	日高市高麗川公民館	大字南平沢1098-2	042-989-9110	○		—					○	56
14	日高市高麗川南公民館	大字中鹿山81-1	042-989-1000	○		—					○	55
15	日高市生涯学習センター	大字鹿山370-20	042-985-5121	○		○					○	128
16	日高市立高萩小学校	大字高萩800	042-989-2321	○		○					○	277
17	日高市立高萩北小学校	大字旭ヶ丘800	042-985-2020	○		○					○	308
18	日高市立高萩中学校	大字高萩792-1	042-989-2146	○		○					○	447
19	日高市立高萩北中学校	大字旭ヶ丘181-1	042-985-2112	○		○					○	453
20	日高市高萩公民館	大字802番地3	042-989-2145	○		○					○	84
21	日高市高萩北公民館	大字旭ヶ丘997-1	042-989-7322	○		—					○	67
22	埼玉県立日高高等学校	大字旭ヶ丘806	042-989-7920	○		○					○	494
23	埼玉女子短期大学	大字女影1616	042-986-1616	○		○					○	398
A	中の田公園	武蔵台一丁目214-29		○		○						1000
B	巾着田多目的広場	大字高麗本郷21-1		○		○						1000
C	北平沢運動場	大字北平沢1009		○		○						1000
D	日高総合公園	大字高萩1500		○		○						1000
E	高萩地区第3ちびっ子広場	大字高萩2645-8		○		○						1000
F	横手台グラウンド	横手一丁目1000-3		○		○						1000

※NO. 1～23：想定収容人数はいずれの施設も1人あたり有効面積3.0㎡に共用部分、管理スペースなど0.5㎡を加え、1人あたり3.5㎡として算出した。

NO. A～F：想定収容人数は1人あたり3.0㎡として算出した。

- ※崖崩れ、土石流、地滑り欄「○」は、土砂災害警戒区域等の区域外に立地しているため、施設及び敷地を指定するもの。
- ※崖崩れ、土石流、地滑り欄「ー」は、土砂災害警戒区域等の区域内に立地しているため、指定基準を満たさないもの。
- ※地震欄「○」は、建物が耐震基準を満たしているため、施設及び敷地を指定するもの。
- ※地震欄「ー」は、建物の耐震性が不十分であるため、敷地のみを指定するもの。

(2) 指定避難所

令和4年10月1日現在

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所 との重複	法令指定基準※ ₁ を満たした施設	想定収容人数 (人)※ ₂
1	日高市立高麗小学校	大字梅原5-1	042-989-1014	○		200
2	日高市立武蔵台小学校	武蔵台五丁目1-1	042-982-2221	○		267
3	日高市立高麗中学校	大字梅原350	042-989-1017	○		439
4	日高市立武蔵台中学校	武蔵台六丁目150-1	042-982-3161	○		449
5	日高市高麗公民館	大字栗坪92-2	042-989-2381	○		68
6	日高市武蔵台公民館	武蔵台五丁目1-2	042-982-2950	○		128
7	日高市総合福祉センター	大字榆木201	042-985-9988	○		95
8	日高市立高麗川小学校	大字南平沢335	042-989-0275	○		277
9	日高市立高根小学校	大字中鹿山523-3	042-989-4982	○		259
10	日高市立高麗川中学校	大字原宿49	042-989-1158	○		441
11	日高市立高根中学校	大字女影1180	042-985-3633	○		438
12	日高市文化体育館	大字南平沢1010	042-985-2090	○		727
13	日高市高麗川公民館	大字南平沢1098-2	042-989-9110	○		56
14	日高市高麗川南公民館	大字中鹿山81-1	042-989-1000	○		55
15	日高市生涯学習センター	大字鹿山370-20	042-985-5121	○		128
16	日高市立高萩小学校	大字高萩800	042-989-2321	○		277
17	日高市立高萩北小学校	大字旭ヶ丘800	042-985-2020	○		308
18	日高市立高萩中学校	大字高萩792-1	042-989-2146	○		447
19	日高市立高萩北中学校	大字旭ヶ丘181-1	042-985-2112	○		453
20	日高市高萩公民館	大字802番地3	042-989-2145	○		84
21	日高市高萩北公民館	大字旭ヶ丘997-1	042-989-7322	○		67
22	埼玉県立日高高等学校	大字旭ヶ丘806	042-989-7920	○		494
23	埼玉女子短期大学	大字女影1616	042-986-1616	○		398

※1 災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準

※2 想定収容人数はいずれの施設も1人あたり有効面積3.0㎡に共用部分、管理スペースなど0.5㎡を加え、1人あたり3.5㎡として算出した。

(3) 福祉避難所

平成30年11月現在

No.	施設名	住所	連絡先	備考
1	埼玉県立日高特別支援学校	大字高富59-1	042-989-4391	
2	特別養護老人ホーム 清雅園	大字森戸新田99-2	042-989-3331	
3	特別養護老人ホーム 清流苑	大字横手401-5	042-982-5555	
4	介護老人保健施設 日高の里	大字久保96-1	042-982-3333	

資料第76 医療施設一覧表

(計画135ページ)

名 称	所 在 地	TEL	医師会／ 歯科医師 会会員
埼玉医科大学国際医療センター（包括的がんセンター・心臓病センター・救命救急センター）【災害拠点病院】	山根1397-1	984-4111	○
旭ヶ丘病院（内・消化器・循環器・外・整形外科・脳外・理学療法・放射線・婦人・泌尿器・皮膚・小児・救急）	森戸新田99-1	989-1121	○
日生病院（内・呼吸器・消化器・小児）	高萩1619	985-2631	○
武蔵台病院（内・神経内・呼吸器・消化器・循環器・外・糖尿・整形外科・眼・リハビリテーション・放射線・人工透析・皮膚・精神・認知症外来・救急）	久保278-12	982-2222	○
近藤内科医院（内）	横手1-6-1	982-3331	○
高田医院（内・消化器内）	猿田116-1	989-6602	○
花家クリニック（内・小児・婦人・皮膚）	中鹿山523	989-3311	○
比留間医院（皮膚・耳鼻咽喉）	栗坪296	989-1131	○
水村医院（内・胃腸・外・呼吸器・循環器）	原宿216-1	989-9351	○
横田医院（内・小児・糖尿内）	鹿山370-2	989-0695	○
芳村医院（内・小児・産婦人・皮膚・泌尿器・胃腸）	高麗川2-15-15	985-1433	○
奥田整形外科（整形外科・リハビリテーション・リウマチ・外）	南平沢370	984-1234	○
岡村記念クリニック（外・内・眼・泌尿器・整形外科・人工透析・脳外・糖尿内・リウマチ・循環器・消火器・乳腺外・腎臓内・救急）	栗坪230-1	986-1110	○
島村医院（内・外・循環器・消化器・整形外科・アレルギー）	大谷沢638-1	985-8614	○
のぞみクリニック（内・整形外科・麻酔・リハビリテーション）	下鹿山527-3	989-7778	○
まえだクリニック（内・神経内）	武蔵台1-23-16	982-5002	○
ひだかむさしのもりクリニック（老年精神科・内科）	上鹿山235-1	978-6810	○
さいたま泌尿器・ひふ科クリニック（泌尿器・皮膚）	高萩171-3 安藤ビル1階	978-9591	○
竹井内科（内・糖尿内）	高萩605-1	978-6006	○

名 称	所 在 地	TEL	医師会／ 歯科医師 会会員
高萩さくら眼科（眼）	高萩605-1	978-8630	○
あさひ耳鼻咽喉科クリニック（耳鼻咽喉）	高萩2436-1	985-8711	
令和レディースクリニック（産・婦人・小児（乳児健診・予防接種のみ））	高富46-7	984-0311	○
松見歯科医院（歯・矯正歯・口腔外）	横手1-15-2	982-3500	○
新井歯科医院（歯）	武蔵台1-15-1	982-0778	○
武蔵台歯科医院（歯・小児歯・矯正歯・口腔外）	武蔵台1-31-8	982-0211	
後藤歯科医院（歯・小児歯）	栗坪13-1	985-1311	○
おかむら歯科クリニック（歯・矯正歯・小児歯）	栗坪230-1	986-1184	○
田島デンタルクリニック（歯・小児歯・矯正歯・口腔外）	原宿366-5	978-6440	○
日高土肥歯科医院（歯・矯正歯・小児歯）	高麗川1-6-44	989-1271	○
こまがわ駅前歯科（歯・小児歯）	高麗川2-3-16	978-6110	
吉澤歯科医院（歯・矯正歯・小児歯）	鹿山89	989-5522	○
笹川歯科医院（歯）	鹿山259-3	985-1212	
クミエパールデンタルクリニック（歯・矯正歯・口腔外）	鹿山315-4	984-0603	○
南野歯科医院（歯）	中鹿山523-6	985-1516	○
かなう歯科診療室（歯・小児歯・口腔外）	猿田118-11	978-7605	○
フローラル歯科医院（歯・口腔外）	南平沢331-1	984-1320	
あさひ歯科クリニック（歯・小児歯・矯正歯・口腔外）	森戸新田88-5 （ベイシア内）	984-4182	
石井歯科医院（歯・小児歯・矯正歯・口腔外）	森戸新田99-13	980-7711	
あっふる歯科（歯・小児歯）	高萩624-8	985-8998	
ベル歯科医院（歯・矯正歯・口腔外）	高萩693-5	989-8699	○
オリエント歯科医院（歯・小児歯）	高萩1127-14	985-3001	
K・Y歯科医院（歯・小児歯）	高萩1713-11	985-3198	○
高萩歯科（歯・小児歯・口腔外）	高萩1920-1	986-0648	

第6章 その他

資料第77 災害危険箇所

(計画279・282・283ページ)

(1) 山腹崩壊危険地区

整理 番号	箇所名	位 置		面積 (ha)
		大字	小字	
209	台	台	東台山	1
210	台	〃	〃	1
211	前倉	横手	前倉	2
212	関の入	〃	休堂	1
213	関の入	〃	上の久保	2
214	高麗本郷	高麗本郷	新井峯	1
215	物見山	〃	イボ石・物見山	2
216	山根谷	横手	山根谷・後沢・ 外	1
217	高岡	高岡	ゾロ・山滝・岩 本	1
218	北平沢	北平沢	ビタアビ・山口	1

(2) 崩壊土砂流出危険地区

整理 番号	箇所名	位 置		面積 (ha)
		大字	小字	
105	風穴入	高麗本郷	千鹿野	0.2
106	山根谷	横手	後沢	0.9

(3) 土石流危険溪流

溪流番号	溪流名	位 置
		字
242-I-001	楡木沢	栗坪
242-I-002	峯両谷沢	横手
242-I-003	高麗本郷4	高麗本郷
242-I-004	高麗本郷5	高麗本郷
242-I-005	高麗本郷1	高麗本郷
242-I-006	清流川	清流
242-I-007	清流川2	清流
242-I-008	清流2	清流
242-I-009	高麗神社沢	新堀
242-II-001	栗原川	栗坪
242-II-002	満蔵寺沢	栗坪

溪流番号	溪流名	位 置	
		字	
242-Ⅱ-003	山下沢	横手	
242-Ⅱ-004	高麗本郷2	高麗本郷	
242-Ⅱ-005	高麗本郷3	高麗本郷	
242-Ⅱ-006	清流1	清流	
242-Ⅱ-007	清流川	清流	
242-Ⅱ-008	如意輪堂川	高岡	
242-Ⅱ-009	聖天院沢	高岡	

土石流危険溪流Ⅰ：人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流

土石流危険溪流Ⅱ：人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流

土石流危険溪流Ⅲ：人家が0戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流

（4）急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名			自然/人工
		大字	小字	
11104-Ⅰ-0937	女影	女影		自然
11104-Ⅰ-0938	鎌北-3	武蔵台六丁目	鎌北	自然
11104-Ⅱ-0933	横手	横手		自然
11104-Ⅱ-0934	駒高	高麗本郷	駒高	自然
11104-Ⅱ-0935	大宮-1	新掘	大宮	自然
11104-Ⅲ-0633	猿田	猿田		自然
11104-Ⅲ-0634	山下-1	横手	山下	自然
11104-Ⅲ-0635	山下-2	横手	山下	自然
11104-Ⅲ-0636	東竹ノ内-1	女影	東竹ノ内	自然
11104-Ⅲ-0637	南竹ノ内-1	女影	南竹ノ内	自然
11104-Ⅲ-0638	南竹ノ内-2	女影	南竹ノ内	自然
11104-Ⅲ-0639	上鹿山	上鹿山		自然
11104-Ⅲ-0640	大宮-3	新掘	大宮	自然
11104-Ⅲ-0641	清流	清流		自然
11104-Ⅲ-0642	武蔵台二丁目	武蔵台二丁目		自然
11104-Ⅲ-0936	大宮-2	新掘	大宮	自然

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む）ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：人家が1～4戸ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ：人家が0戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性がある箇所

(5) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所 日高市大字	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1945	H24. 3. 30	横手-1-1	横手	○	○	急傾斜地の崩壊
1946	H24. 3. 30	横手-1-2	横手	○	○	急傾斜地の崩壊
1947	H24. 3. 30	駒高-1-1	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1948	H24. 3. 30	駒高-1-2	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1949	H24. 3. 30	駒高-1-3	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1950	H24. 3. 30	山下-1	横手	○	○	急傾斜地の崩壊
1951	H24. 3. 30	横手-2	横手	○	○	急傾斜地の崩壊
1952	H24. 3. 30	高麗本郷-1	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1953	H24. 3. 30	高麗本郷-2	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1954	H24. 3. 30	高麗本郷-3-1	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1955	H24. 3. 30	高麗本郷-3-2	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1956	H24. 3. 30	高麗本郷-4	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1957	H24. 3. 30	高麗本郷4	高麗本郷	○	○	土石流
1958	H24. 3. 30	高麗本郷5	高麗本郷	○	○	土石流
1959	H24. 3. 30	高麗本郷1	高麗本郷	○	○	土石流
1960	H24. 3. 30	山下沢	横手	○	○	土石流
1961	H24. 3. 30	高麗本郷2	高麗本郷	○	○	土石流
1962	H24. 3. 30	高麗本郷3	高麗本郷	○	○	土石流
2286	H25. 3. 29	女影	女影	○	○	急傾斜地の崩壊
2287	H25. 3. 29	鎌北-3-1	武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
2288	H25. 3. 29	鎌北-3-2	武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
2289	H25. 3. 29	猿田	猿田	○	○	急傾斜地の崩壊
2290	H25. 3. 29	武蔵台6丁目-1	武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
2291	H25. 3. 29	武蔵台6丁目-2-1	武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
2292	H25. 3. 29	武蔵台6丁目-2-2	武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
2293	H25. 3. 29	栗坪1-1	栗坪	○	○	急傾斜地の崩壊
2294	H25. 3. 29	栗坪1-2	栗坪	○	○	急傾斜地の崩壊
2295	H25. 3. 29	栗坪1-3	栗坪	○	○	急傾斜地の崩壊
2296	H25. 3. 29	栗坪-2	栗坪	○	○	急傾斜地の崩壊
2297	H25. 3. 29	台	台	○	○	急傾斜地の崩壊
2298	H25. 3. 29	大宮-1	新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
2299	H25. 3. 29	大宮-2-1	新堀	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所 日高市大字	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
2300	H25. 3. 29	大宮－ 2－ 2	新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
2301	H25. 3. 29	大宮－ 3	新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
2302	H25. 3. 29	清流－ 1	清流	○	○	急傾斜地の崩壊
2303	H25. 3. 29	清流－ 2	清流	○	○	急傾斜地の崩壊
2304	H25. 3. 29	幸神前	高岡	○	○	急傾斜地の崩壊
2305	H25. 3. 29	宮ノ前	新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
2306	H25. 3. 29	峯両谷沢	横手	○	○	土石流
2307	H25. 3. 29	満蔵寺沢	栗坪	○	○	土石流
2308	H25. 3. 29	横手 1	横手	○	○	土石流
2309	H25. 3. 29	清流川	清流	○	○	土石流
2310	H25. 3. 29	清流川 2	清流	○	○	土石流
2311	H25. 3. 29	清流 2	清流	○	○	土石流
2312	H25. 3. 29	清流 1	清流	○	○	土石流
2313	H25. 3. 29	清流川	清流	○	○	土石流
2314	H25. 3. 29	如意輪堂川 1	高岡	○	○	土石流
2315	H25. 3. 29	聖天院沢	高岡	○		土石流
2316	H25. 3. 29	清流川 3	清流	○		土石流
2317	H25. 3. 29	清流川 4	清流	○	○	土石流
3790	H27. 10. 2	高麗神社沢－ 1	新堀	○		土石流
3791	H27. 10. 2	高麗神社沢－ 2	新堀	○	○	土石流
3792	H27. 10. 2	聖天院沢－ 2	高堀	○	○	土石流
3793	H27. 10. 2	栗原川	栗坪	○	○	土石流
3794	H27. 10. 2	楡木沢	楡木	○	○	土石流
3795	H27. 10. 2	猿田沢	猿田	○		土石流
3796	H27. 10. 2	武蔵台中沢	武蔵台 6 丁目	○	○	土石流

土砂災害警戒区域：土石流等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

土砂災害特別警戒区域：土石流等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

資料第78 応急仮設住宅建設可能用地について

(計画220ページ)

所在地	面積	現状	建設可能個数
日高市大字北平沢1009番地 (北平沢運動場)	20,000m ²	多目的グラウンド	285戸
日高市大字高萩1500番地 (日高総合公園)	23,320m ²	公園	333戸
日高市武蔵台一丁目214番地29 (中の田公園)	2,400m ²	公園	26戸
日高市横手一丁目1000番地3 (横手台グラウンド)	9,550m ²	ソフトボール グラウンド	136戸

資料第79 応急仮設住宅入居者台帳

(計画220ページ)

応急仮設住宅設置要領 様式2

応急仮設住宅に入居する者の名簿

選考月日

(市町村名)

選考順位	住 所	氏 名	家 族 数	職 業	月 収	世帯の状況

(注)世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

資料第80 住宅応急修理記録簿

(計画218・219ページ)

住 所	世帯主	家族数	修理箇所 概 要	修理着工 年月日	修理完成 年月日	修理費	備 考

資料第81 義援金品受領書

(計画235ページ)

義 援 金 品 受 領 書 No.

義 援 金	金額 円		現金、小切手 その他 ()
	物 品 名	数 量	備 考
義 援 品			

寄 託 者	氏 名	住 所	電 話
		〒	

以上のとおり受領いたしました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

日高市災害対策本部長
日高市長

印

資料第82 り災証明書等

(計画237ページ)

り 災 証 明 申 請 書

年 月 日

(あて先) 日高市長

※ 太枠線内を記入してください。

申請者 (窓口に来られた方)	住 所		電話 ()
	フリガナ	り災者との関係	
	氏 名	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> 代理人	
※本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()			

下記のとおりり災しましたので、証明願います。

記

り災者氏名 (申請者と同じ場合は記載不要)	住 所 フリガナ 氏 名	電話 ()
り災原因	年 月 日に発生した による被害	
用途・提出先		

り災物件との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> その他 ()
被災住家等の所在地	(申請者の住所と同じ場合は記載不要) 日高市
被害の概要	
り災種別	住家 ・ 非住家

※現地調査を実施しますので、証明の発行まで2週間程度かかります。

様式26の1

第 号					り 災 証 明 書					
世 帯 主 氏 名			年 令		年 月 日 生		職 業 ()			
住 所			番 地							
り 災 の 原 因										
り 災 年 月 日			年		月		日		時 分	
り 災 場 所										
り 災 状 況 (該 当 す る も の に ○ を つ け る こ と)			死亡・行方不明・重傷・軽傷 住家・自家・借家・全壊(焼)・半壊(焼)・流失・ 床上浸水・床下浸水							
世 帯 構 成	氏 名		続 柄	年 令	備 考 (人 的 被 害 者 は そ の 種 類 等 記 入 の こ と)					
証 明 書	上記のとおり、り災したことを証明する。 年 月 日									
	市 町 村 長							印		

資料第83 災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準

(計画211ページ)

平成13年3月23日告示第393号

最終改正：令和4年3月31日告示第37号

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第9条第1項及び第11条の規定に基づき、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成12年4月1日から適用する。

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

避難所の供与

	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
設置場所	原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。	避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）	
費用の限度額	（基本額） 1人1日当たり 330円以内	福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
期間	災害発生の日から7日以内	

応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】

	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	
設置場所	原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。	
対象経費 費用の限度額	1. 規格	・ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、

一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定

2. 限度額

設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内

50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

- ・福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。
- ・供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

期 間 災害発生の日から20日以内に着工
完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする

避難所の供与【賃貸型応急住宅】（民間賃貸住宅を借上げて供与）

一般基準

備考

対 象 者 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者

対 象 経 費 1. 規格
費用の限度額 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
2. 限度額
借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

期 間 災害発生の日から速やか
供与の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする

炊き出しその他による食品の給与

一般基準

備考

対 象 者 1. 避難所に避難している者
2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者

対 象 経 費 主食、副食及び燃料等の経費として 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする
費用の限度額 1人1日当たり 1,160円以内

期 間 災害発生の日から7日以内

飲料水の供給

一般基準

備考

対 象 者 災害のため現に飲料水を得ることができない者
対 象 経 費 水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借
費用の限度額 上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

期 間 災害発生の日から7日以内

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

一般基準

備考

対 象 者 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者

対 象 品 目 次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 1. 被服、寝具及び身の回り品
 2. 日用品
 3. 炊事用具及び食器
 4. 光熱材料

費用の限度額 季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 季別は、夏季（4～9月）及び冬季（10～3月）とし、災害発生の日をもって決定する。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
全壊							
全焼	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
流失	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
半焼							
床上浸水	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

期 間 災害発生の日から10日以内

医療

一般基準

備考

対 象 者 災害のため医療のみちを失った者（応急的に処置）

医療の範囲 1. 診療
 2. 薬剤又は治療材料の支給
 3. 処置、手術その他の治療及び施術
 4. 病院又は診療所への収容
 5. 看護

対 象 経 費 1. 救護班
 費用の限度額 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
 2. 病院又は診療所
 国民健康保険の診療報酬の額以内
 3. 施術者
 協定料金の額以内

救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

期 間 災害発生の日から14日以内

助産

	一般基準	備考
対象者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失った者	
助産の範囲	1. 分べんの介助 2. 分べん前及び分べん後の処置 3. 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	
対象経費 費用の限度額	1. 救護班 使用した衛生材料等の実費 2. 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	
期間	分べんした日から7日以内	

被災者の救出

	一般基準	備考
対象	1. 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	
対象経費 費用の限度額	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	
期間	災害発生の日から3日以内	

被災した住宅の応急修理

	一般基準	備考
対象者	1. 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	
対象経費 費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。 1. 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円 2. 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円	
期間	災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）	

生業に必要な資金の貸与

	一般基準	備考
対象者	1. 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 2. 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	

貸与額	1. 生業費 一件当たり 30,000円
	2. 就職支度費 一件当たり 15,000円
貸与条件	1. 貸与期間 2年以内
	2. 利子 無利子
期間	災害発生の日から1月以内

学用品の給与

	一般基準	備考											
対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）												
対象品目	次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 1. 教科書 2. 文房具 3. 通学用品												
対象経費 費用の限度額	<table> <thead> <tr> <th>小学校児童</th> <th>中学校生徒</th> <th>高等学校等生徒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</td> <td></td> <td>正規の授業で使用する教材を給与するための実費</td> </tr> <tr> <td>文房具費 通学用品費</td> <td>1人当たり 4,500円</td> <td>1人当たり 4,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1人当たり 5,200円</td> </tr> </tbody> </table>	小学校児童	中学校生徒	高等学校等生徒	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費		正規の授業で使用する教材を給与するための実費	文房具費 通学用品費	1人当たり 4,500円	1人当たり 4,800円			1人当たり 5,200円
小学校児童	中学校生徒	高等学校等生徒											
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費		正規の授業で使用する教材を給与するための実費											
文房具費 通学用品費	1人当たり 4,500円	1人当たり 4,800円											
		1人当たり 5,200円											
期間	<table> <tbody> <tr> <td>1. 教科書</td> <td colspan="2">災害発生の日から1月以内</td> </tr> <tr> <td>2. その他の学用品</td> <td colspan="2">災害発生の日から15日以内</td> </tr> </tbody> </table>		1. 教科書	災害発生の日から1月以内		2. その他の学用品	災害発生の日から15日以内						
1. 教科書	災害発生の日から1月以内												
2. その他の学用品	災害発生の日から15日以内												

埋葬

	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者（死体の応急的処理程度）	
対象経費 費用の限度額	1体当たり 大人 215,200円以内 小人 172,000円以内	原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 1. 棺（附属品を含む。） 2. 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3. 骨つぼ及び骨箱
期間	災害発生の日から10日以内	

死体の捜索

	一般基準	備考
対象者	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	
対象経費 費用の限度額	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、 修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	
期間	災害発生の日から10日以内	

死体の処理

	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者（死体に関する処理（埋葬を除く。））	
対象経費 費用の限度額	1. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当り 3,500円以内 2. 死体の一時保存 イ. 死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 ロ. 既存の建物を利用できない場合 1体当り 5,400円以内 3. 救護班において検案をすることができない場合は、当該 地域の慣行料金の額以内とする。	・ 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等の 経費が必要であるとき は、当該地域における 通常の実費を加算する ことができる。 ・ 検案は、原則として救 護班において行う。
期間	災害発生の日から10日以内	

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

	一般基準	備考
対象者	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	
対象経費 費用の限度額	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等 市において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	
期間	災害発生の日から10日以内	

救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

	一般基準	備考
対象範囲	輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 1. 被災者（法第4条第2項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	
費用の限度額	当該地域における通常の実費	
期間	当該救助の実施が認められる期間以内	

実費弁償

区分	実費弁償の額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
令第4条第1号から第4号までに規定する者			
医師及び歯科医師	21,700円以内		
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	15,100円以内		
保健師、助産師、看護師及び准看護師	15,600円以内	日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内	日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例において定める額以内
土木技術者及び建築技術者	15,200円以内		
救急救命士	14,700円以内		
大工	25,600円以内		
左官	26,800円以内		
とび職	27,300円以内		
令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

救助事務費

	一般基準	備考
対象経費	救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。 1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。） 5. 使用料及び賃借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	
費用の限度額	<p>法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の1から7までに掲げる区分に応じ、それぞれ1から7までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。</p> <p>1. 3,000万円以下の部分の金額について 100分の10 2. 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額について 100分の9 3. 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額について 100分の8 4. 1億円を超え2億円以下の部分の金額について 100分の7 5. 2億円を超え3億円以下の部分の金額について 100分の6</p>	「救助事務費以外の費用の額」とは、第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費

- | | | |
|--------------------------|--------|------------------------|
| 6. 3億円を超え5億円以下の部分の金額について | 100分の5 | 用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をい |
| 7. 5億円を超える部分の金額について | 100分の4 | う。 |

資料第84 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証

(計画183ページ)

様式第1号 (第3関係)

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 埼玉県公安委員会 殿 届出機関等の所在地 フリガナ 届出機関等の名称 フリガナ 氏名 (電話) 【担当係 氏名】		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 埼玉県公安委員会	第 号
番号標に表示 されている番号 車両の用途 (緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名)	1 警報の発令、伝達、避難勧告指示 3 被災者の救難、救助、その他保護 5 施設、設備の応急復旧、整備点検 7 犯罪予防、交通規制、秩序維持 9 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 国民生活安定に関する措置 13 その他 ()	2 消防、水防その他の応急措置 4 児童、生徒の応急教育 6 清掃、防疫等保健衛生措置 8 緊急輸送、通信確保の措置 10 放射線量測定、汚染除去措置 12 輸送人員、品名 ()	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察署、交通検問所等に提出して、所要の手続を受けてください。 2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、警察署に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
使用者 住 所 氏 名			
出 発 地			
(注) この事前届出書に、指定行政機関等が所有する車両の場合はその自動車検査証の写し、指定行政機関等が所有する車両以外の場合は指定行政機関等の上申書又は輸送協定書等契約を疎明する書類を添付してください。			
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。			

資料第85 緊急通行車両等確認申請書

(計画188ページ)

様式第3号 (第4関係)

年 月 日															
緊急通行車両等確認申請書															
埼玉県公安委員会 殿															
住所															
申請者 (電話)															
氏名															
番号標に表示されている番号															
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	<table border="0"> <tr> <td>1 警報の発令、伝達、避難勧告指示</td> <td>2 消防、水防その他の応急措置</td> </tr> <tr> <td>3 被災者の救難、救助、その他保護</td> <td>4 児童、生徒の応急教育</td> </tr> <tr> <td>5 施設、設備の応急復旧、整備点検</td> <td>6 清掃、防疫等保健衛生措置</td> </tr> <tr> <td>7 犯罪予防、交通規制、秩序維持</td> <td>8 緊急輸送、通信確保の措置</td> </tr> <tr> <td>9 食糧、医薬品その他の物資の確保</td> <td>10 放射線量測定、汚染除去措置</td> </tr> <tr> <td>11 国民生活安定に関する措置</td> <td>12 輸送人員、品名 ()</td> </tr> <tr> <td>13 その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	1 警報の発令、伝達、避難勧告指示	2 消防、水防その他の応急措置	3 被災者の救難、救助、その他保護	4 児童、生徒の応急教育	5 施設、設備の応急復旧、整備点検	6 清掃、防疫等保健衛生措置	7 犯罪予防、交通規制、秩序維持	8 緊急輸送、通信確保の措置	9 食糧、医薬品その他の物資の確保	10 放射線量測定、汚染除去措置	11 国民生活安定に関する措置	12 輸送人員、品名 ()	13 その他 ()	
1 警報の発令、伝達、避難勧告指示	2 消防、水防その他の応急措置														
3 被災者の救難、救助、その他保護	4 児童、生徒の応急教育														
5 施設、設備の応急復旧、整備点検	6 清掃、防疫等保健衛生措置														
7 犯罪予防、交通規制、秩序維持	8 緊急輸送、通信確保の措置														
9 食糧、医薬品その他の物資の確保	10 放射線量測定、汚染除去措置														
11 国民生活安定に関する措置	12 輸送人員、品名 ()														
13 その他 ()															
使用者	住所														
	氏名														
(電話)															
通行年月日															
通行経路	出発地														
	目的地														
備考	事前届出済証 有 (年 第 号) ・無														
	緊急通行車両確認証明書 第 号 にて発行														

資料第86 八高線列車転覆事故の概要

(計画18ページ)

(埼玉県地域防災計画資料編から抜粋)

(1) 事故の概要

昭和22年2月25日午前7時40分頃、入間郡高麗川村大字鹿山地区（現日高市大字鹿山）の入間川架道橋付近において、八高線下り八王子発高崎行き普通旅客列車（6両編成）が速度超過により脱線転覆し、折から、この列車は買い出しに赴く乗客で満員であったので、この事故により死傷者は多数にのぼり、負傷者は関係機関の協力を得て救援列車及び自動車により、毛呂、越生、東飯能、川越、大宮、所在の病院へ収容したものである。

被害状況

死者185人

負傷者497人

(2) 事故発生の原因

下り第3列車（機関車第C5779号）は東飯能駅を定時刻より7分おくれて発車し、約25km/hで現場付近にさしかかったものであるが、現場付近は20/1,000の下り勾配のため次第に速度を増して約50km/hとなった。更にこの付近は左にカーブしているうえ、両側が高さ5mの築堤になっているため、速度調整の必要を感じて常用制動をかけたが、正常な排気音なく、僅か1キロ減圧したので、制動効果の不良を関知した。その後列車は急激に速度を増したため、危険を感じて直ちに非常制動を講じたが、効果なく列車は後方から強く前後動をはじめ、続いて左右動が加わり強烈な振動となり、後部4両が分離して脱線し、うち3両が高麗川駅南方850mの地点において、進行右側の築堤下に回転しながら重なって転覆大破したものである。

資料第87 県報告様式

(計画128ページ)

様式第1号

発生速報

市町村

日	時	分受信	発信者		受信者	
1	被害発生					
2	被害場所					
3	被害程度					
4	災害に対する措置					
5	その他必要事項					

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

被 害 状 況 調

市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分			被 害		区 分			被 害	
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流出・埋没	ha	
	行方不明者		人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流出・埋没	ha	
		軽傷	人				冠水	ha	
住家被害	全壊		棟		被害道路	決壊	箇所		
			世帯			冠水	箇所		
	半壊		棟		その他被害	文教施設	箇所		
			世帯			病院	箇所		
			人			橋りょう	箇所		
	一部破損		棟			河川	箇所		
			世帯			砂防	箇所		
			人			清掃施設	箇所		
	床上浸水		棟			崖くずれ	箇所		
			世帯			鉄道不通	箇所		
			人			被害船舶	隻		
			人			水道	戸		
	床下浸水		棟			電話	回線		
			世帯			電気	戸		
			人			ガス	戸		
			人			ブロック塀等	箇所		
非住家被害	建 公 物 共	全壊(焼)	棟			り災世帯数		世帯	
		半壊(焼)	棟			り災者数		人	
	その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建物	件		
		半壊(焼)	棟			危険物	件		
				その他		件			

区 分		被 害		市 町 村 災 害 対 策 本 部	名 称			
公立文教施設	千円				設 置	月	日	時
農林水産施設	千円				解 散	月	日	時
公共土木施設	千円							
その他公共施設	千円							
小計	千円							
公立施設被害 市町村数		団体		災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村 数				
そ の 他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
					計 団体			
そ の 他	商工被害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名				
					計 団体			
	その他	千円		消防職員出動延人数		人		
被害総額		千円		消防団員出動延人数		人		
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生日時							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難の勧告・指示等の状況）							

確定報告記入要領

区分	基準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

区分	基準
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道路被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「文教施設」とは、小学校（義務教育学校前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校後期課程を含む。）、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのももの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

区分	基準
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料第88 震災応急対策シミュレーション

(計画22～25・110ページ)

このシミュレーションは、日高市地域防災計画震災対策編における前提条件として被害想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）」が発生した際の、発災から24時間以内の災害対策本部各班の活動の開始時期をシミュレーションしたものである。

発災からの経過時間	震度6弱地震発生	1時間後	3時間後	12時間後	24時間後
災害情報収集担当者	各地被害状況調査	各地被害状況調査終了 避難所開設準備			
総務部	統括班 (危機管理課)	通信手段確保	災害対策本部設置		
	総務班 (総務課)	庁舎被害状況確認 非常電源の確保 外国人への災害情報提供	区・自治会(自主防災組織)との連絡(避難状況等) 外国人の安否確認		外国人相談窓口設置 労働者の雇用
	輸送班 (管財課)		車両及び燃料の確保 配車対応 避難所への物資輸送	緊急通行車両等事前届出車両に表彰及び証明書交付 埼玉県トラック協会へ緊急輸送要請	
	調査班 (税務課・収税課)		人的被害・建物被害 現地調査		

発災からの経過時間	震度6弱地震発生	1時間後	3時間後	12時間後	24時間後
総合政策部 情報班 (政策秘書課・財政課) 広報班 (市政情報課) 輸送班 (管財課)		災害情報収集担当者による情報のとりまとめ 災害予算の措置	各班による情報収集のとりまとめ	電子媒体での避難情報提供	
市民生活部 物資調達班 (市民課・産業振興課) 衛生班 (環境課)		防災行政無線(広報塔)・広報車による避難誘導 報道機関への放送要請 プレスルーム設置	記者会見開催 防災行政無線(広報塔)・広報車による2次災害防止呼びかけ		救援物資仕分け
福祉子ども部 健康推進部 避難班 (福祉政策課・生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・年金保険課)		危険動物の収容 仮設トイレ手配	行方不明者相談窓口の設置 災害廃棄物仮置場選定		避難所ごみ・し尿収集
健康推進部 医療班 (保健相談センター)		危険動物の収容 仮設トイレ手配	避難所での食糧等の提供		ボランティアセンターの設置
都市整備部 応急復旧班 (建設課・市街地整備課) 建築班 (都市計画課)		備蓄品輸送準備 食糧・生活必需品手配 危険動物の収容	医師会との調整	マネージメントセンター・救護所設置 医薬品等の手配	住宅関係障害物除去(土木・建設業者への依頼)
		道路・橋りょう・河川等の被害状況確認 土砂災害危険箇所の被害状況確認	自衛隊派遣部隊受入れ ヘリポート開設	緊急輸送道路の啓開作業(土木・建設業者への依頼) 建築物の応急危険度判定依頼	

発災からの経過時間	震度6弱地震発生	1時間後	3時間後	12時間後	24時間後
上・下水道部	上水道班(水道課)	水道施設の被害状況確認	給水車の確保 飲料メーカーへの供給依頼 給水管修理	給水車による避難所での給水	
	下水道班(下水道課)	下水道施設の被害状況確認	下水道管修理		
教育部	学校開放班 (教育総務課)	避難所施設の被害状況確認	避難所施設の応急修理 避難所開設への協力	避難所設備の手配	
	給食班 (学校給食センター)	施設・設備の被害状況確認	食材手配	炊き出し準備	避難所への配送
	文教班(学校教育課)	授業の打ち切り 児童生徒の安全確保	児童生徒の現況把握	保護者への連絡 児童生徒の保護者への引継ぎ	休校の決定 連絡
	地域防災活動拠点班 (生涯学習課)	避難所施設の被害状況確認	避難所開設 (災害情報収集担当者と共に)	避難所と災害対策本部の連絡調整	
協力部	協力班(議会事務局・会計課・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局)	他の班への協力			

資料第89 日高市防災会議委員名簿

(計画6ページ)

令和4年7月21日現在

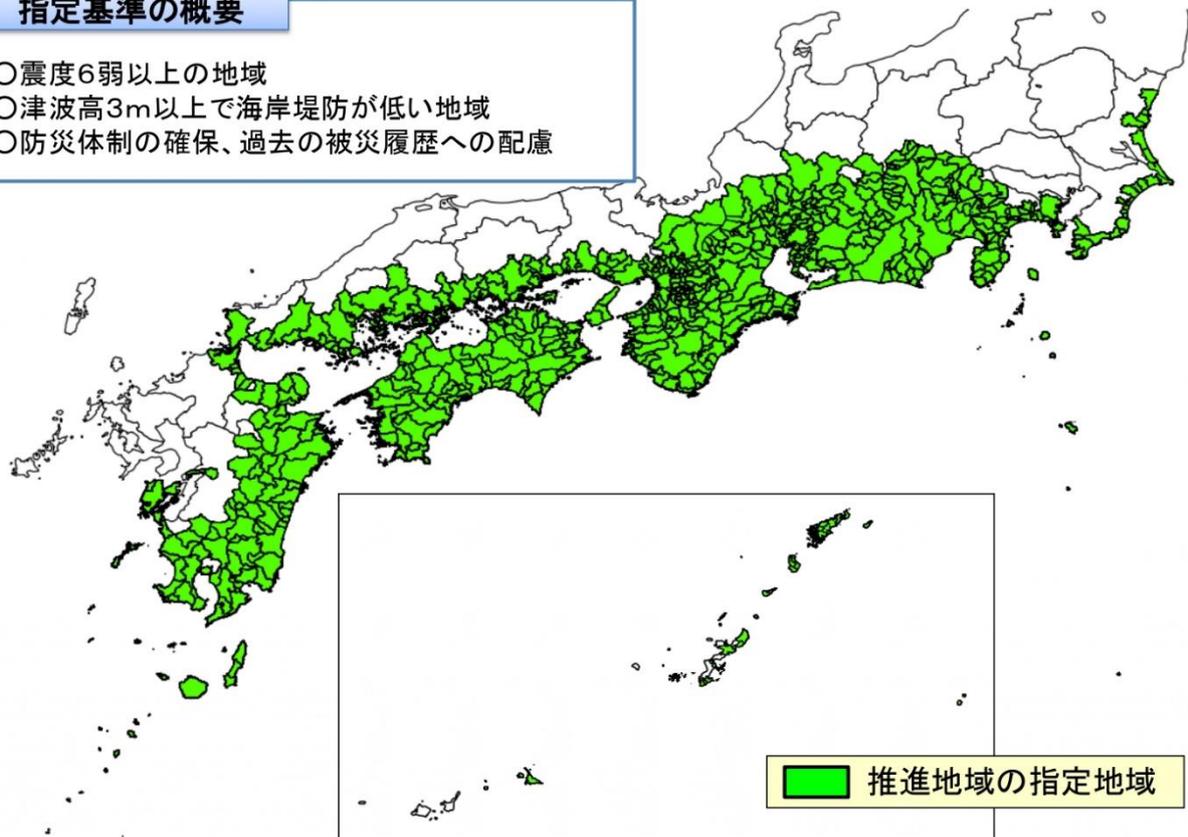
委 員	区分	所 属 機 関 等
日高市長	会長	
関東農政局埼玉拠点 地方参事官	1号	指定地方行政機関の職員
所沢労働基準監督署長		
飯能県土整備事務所長	2号	埼玉県知事の部内の職員
狭山保健所長		
川越農林振興センター所長		
西部地域振興センター所長		
飯能警察署長	3号	埼玉県警察の警察官
副市長	4号	日高市職員
総務部長		
市民生活部長		
健康推進部長		
都市整備部長		
上・下水道部長		
保健相談センター（保健師）	5号	日高市教育長
日高市教育長		
埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長	6号	埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長 日高市消防団長
日高市消防団長		
東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社長	7号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店長		
東日本旅客鉄道株式会社 高麗川駅長		
西武鉄道株式会社 飯能駅管区長		
郵便事業株式会社 日高郵便局長		
一般社団法人飯能地区医師会長	8号	知識経験を有する者
一般社団法人飯能地区歯科医師会副会長		
飯能地区薬剤師会長		
日高市柔道整復師会長		
日高市区長会長		
社会福祉協議会評議員		
社会福祉協議会地域福祉課		

資料第90 南海トラフ地震における地震防災対策推進地域

(計画246ページ)

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

- 指定基準の概要**
- 震度6弱以上の地域
 - 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
 - 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



南海トラフ地震における地震防災対策推進地域 (※平成26年3月28日現在 707市町村)

資料第91 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

(計画246ページ)

第1 策定の趣旨

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県(静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知)が強化地域に指定され、平成14年4月には東京都及び三重県が追加指定され、平成24年4月1日現在、強化地域は8都県157市町村となっている。

埼玉県域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部では、かなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、地域防災計画の震災対策編の第3章として「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

第2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 警戒宣言発令中においても、都市機能は極力平常どおり確保する。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体、財産の安全を確保し、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- 4 発災後の対策は、防災計画(震災対策編)により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて防災計画(震災対策編)により対処する。

5 市は、地震防災対策強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）である。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2 予想震度

県内の震度は、地質地盤によって異なるが、震度5弱～5強程度である。

※ 東海地震に関する情報の種別

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

情報名	発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合 定例 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第4 実施計画

第1節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1 目標

気象庁が、強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は、東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、実施すべき必要な措置について定める。

第2 東海地震注意情報の伝達 【危機管理課（統括班）】

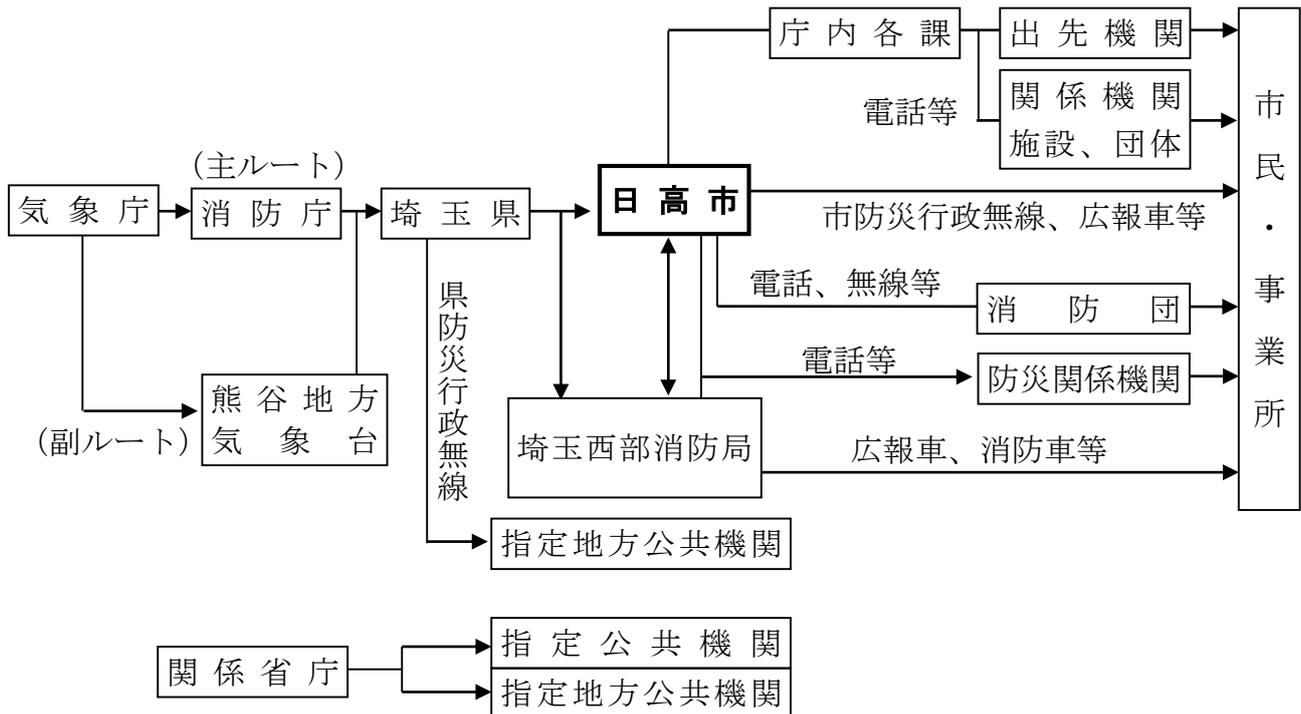
危機管理課（統括班）は、県から東海地震注意情報の連絡を受けた場合は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、庁内に伝達する。また、伝達を受けた各課所は、所管する組織・施設等に伝達する。

1 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

各防災機関は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておく。

【東海地震注意情報伝達系統図】



2 伝達体制

市	市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。
県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市内各部署及び各支部に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、市及び防災関係機関へ伝達する。
各防災関係機関	各防災関係機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項
例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

第3 活動体制の準備等 【危機管理課（総括班）、市全課（全班）】

市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える。

- 1 危機管理課は、市災害対策本部の設置準備に入る。
- 2 配備体制は、緊急体制第1配備（震度4以上の揺れが発生した場合）とする。
- 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理課は関係機関の協力を得て、次の事項を行う。

- (1) 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 県及び防災関係機関等との連絡調整
- (3) 社会的混乱防止のための必要な措置

第2節 警戒宣言に伴う措置

第1 目標

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これを受けて、警戒宣言等の対応がとられる。本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

【危機管理課（統括班）、市政情報課（広報班）、政策秘書課（情報班）】

県は、消防庁から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに関係部局及び市、関係防災機関に伝達する。

1 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

各防災機関は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関

3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する情報文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- (5) その他必要と認める事項
例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

第3 活動体制 【危機管理課（総括班）】

1 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発令され、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。

2 職員の動員

配備体制は、非常体制とする。

3 本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報及び各種情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- (3) 防災関係機関の事務に係る連絡調整
- (4) 市民、事業所への情報の提供
- (5) 地震が発生した場合の応急対策実施準備

第4 広報 【広報班（市政情報課）】

1 広報の内容

(1) 警戒宣言の内容等

- ア 警戒宣言及び地震予知情報の内容
- イ 混乱防止の呼びかけ

(2) 市民及び事業所のとるべき防災措置

- ア 情報の確認（ラジオ、テレビの情報、市の情報）
- イ 児童生徒、園児の引取り
- ウ 避難の準備

2 広報の方法

- (1) 防災行政無線
- (2) 広報車
- (3) エリアメール
- (4) SNS
- (5) 市ホームページ

3 防災関係機関の広報

(1) 広報の内容

市民及び施設利用者に対し実施する広報は、市に準じて実施するものとし、主な内容は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 各機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

(2) 広報の方法

- ア 広報責任者、従業員及び市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。
- イ 情報伝達に伴う従業員等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、各機関の実態に合った伝達方法を工夫する。

第5 教育、病院、福祉施設対策

1 教育施設 【学校開放班（教育総務課）、文教班（学校教育課）、避難班（社会福祉課・子育て応援課）】

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園は、警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて園児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の生命の安全確保について万全を期する。

(1) 情報の収集伝達等

- ア 警戒宣言が発令されたときは、校長（以下「園長」を含む。）は直ちに対策本部（自衛防災組織本部）を中心に、関係機関と連携を図り、情報を収集し、職員に周知させる。
- イ 職員は、児童・生徒等に対し、警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒等に不安、動揺を与えないよう配慮する。

(2) 授業の中止等

- ア 警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- イ 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休校（園）する。

(3) 児童・生徒等の保護

職員は、児童・生徒等の所在を確認した上、次のように措置する。

ア 幼稚園

園児は園内で保護し、名簿により人員・氏名を確認の上、直接保護者に引き継ぐ。

イ 小・中学校

名簿により児童生徒の人員・氏名を確認の上、通学班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させ、あらかじめ保護者不在が判明している場合には、学校において保護する。なお、心身に障がいのある児童生徒については直接保護者に引き継ぐ。

ウ 高等学校

名簿により生徒の人員・氏名を確認の上、帰宅させる。なお、交通機関等の利用者については、できるだけその状況を把握し、適切な方法で帰宅させる。

エ 特別支援学校

- ① スクールバスで通学している児童生徒
 - a 緊急連絡網により、各通学区域毎に保護者に帰宅時刻及び引き継ぎ場所を連絡し、名簿により確認のうえ、直接保護者に引き継ぐ。
 - b スクールバス運行にあたっては、その状況に応じて、学校の職員が添乗するなどして、児童生徒を保護者に安全かつ速やかに引き継げるよう連絡及び引き継ぎ方法を工夫する。

② スクールバス以外で通学している児童生徒

徒歩又はスクールバス以外の交通機関を利用し、あるいは介添えにより通学している児童生徒については、校内で保護し、緊急連絡網等により保護者に連絡するとともに、名簿により確認のうえ、直接保護者に引き渡す。

(4) 校内防災対策

校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。

ア 出火防止措置

地震災害での二次災害を防止するため、火気使用場所及び器具を点検する。なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

イ 消火設備の点検と作動確認

消火用水、消火器等について点検する。

ウ 非常持ち出し品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

エ 化学、工業薬品の管理

火災・有害ガス発生のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

(5) 事前の指導連絡事項

ア 学校と児童生徒の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。

イ 警戒宣言が発令されたときは、児童生徒を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き継ぐかをあらかじめ保護者に知らせておく。

ウ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童生徒に知らせておく。

エ 保護者が引き取りに来ない場合は、職員が送りとどける等の方策を講じる。

オ 特別支援学校においては、通学地区が広範であり、通学方法が複雑多岐であることから学校、寄宿舍、スクールバスの相互連携及び保護者との連絡体制を整え、綿

密かつ確実に組織化し、情報の伝達方法等について周知徹底を図っておくようにする。

(6) 私立学校等

私立短期大学等についても公立学校等に準じた措置を講じ、学生の生命の安全確保について万全を期する。

2 病院施設 【飯能地区医師会】

(1) 患者に対する措置

医療施設は、警戒宣言発令の情報を把握したら、入院患者に対して安全措置を講ずるとともに、外来患者に対しては、可能な限り診療業務を行い、住民の不安をなくすようにする。

(2) 防災措置

医療施設は、それぞれ地震対策についての計画に従った活動体制であり、防災対策並びに毒物・劇物等の薬品・危険物管理についても万全を期する。

3 福祉施設 【避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課）】

警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあつては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検を行う。

また周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、指定された避難所へ避難を開始する。

(1) 情報活動

ア 情報収集

市、防災関係機関及びテレビ・ラジオからの情報の収集に当たる。

イ 情報伝達

情報伝達に当たっては、次の点に注意する。

- ① 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう、定期的に伝達するなど配慮すること。
- ② 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。

- ③ 保護者からの照会に対し、正確な情報を提供できるよう努めること。
- ④ 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。
- ⑤ 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。

(2) 防災組織の確認

警戒宣言が発せられたとき、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行う。

(3) 対応策の確認

各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。

- ア 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。
- イ 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。
- ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や、入所者の行動の仕方を明確にする。また、入所者は職員の指示によって行動し、勝手な行動をとらないよう指導する。
- エ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）の準備をしておく。また、食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。

(4) 施設の設備の整備及び点検

各施設は、施設の実情に応じて、主に次の設備等について防災措置を講じておく。

- ア 火気使用設備器具
- イ 発火流出等のおそれのある危険物
- ウ 消火用設備
- エ 落下、倒壊危険のあるもの及び屋内の転倒危険家具
- オ 工事中の建築物等

(5) 避難

地震情報及び火災、がけ崩れ等の危険性により施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合又は市長等から避難指示があった場合は避難所へ避難行動を指示する。

目的地に到達した場合は人員を確認し、避難状況について市長に報告する。

(6) 保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。

ア 保育中の児童は、利用者名簿を確認のうえ、保護者に引き継ぐ。

イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

ウ 引き取りのない児童は、所（園）において保護する。

エ 児童の引き継ぎについて、事前に十分な打ち合わせをすること。

第6 ライフライン対策

1 上水道 【上水道班（水道課）】

市は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保継続するため、次の措置を講ずる。

ア 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

イ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

ウ 応急復旧体制の準備を行う。

第7 生活物資等輸送対策 【物資調達班（産業振興課・市民課）、統括班（危機管理課）、輸送班（管財課）】

1 買占め、売惜しみ防止の呼びかけ

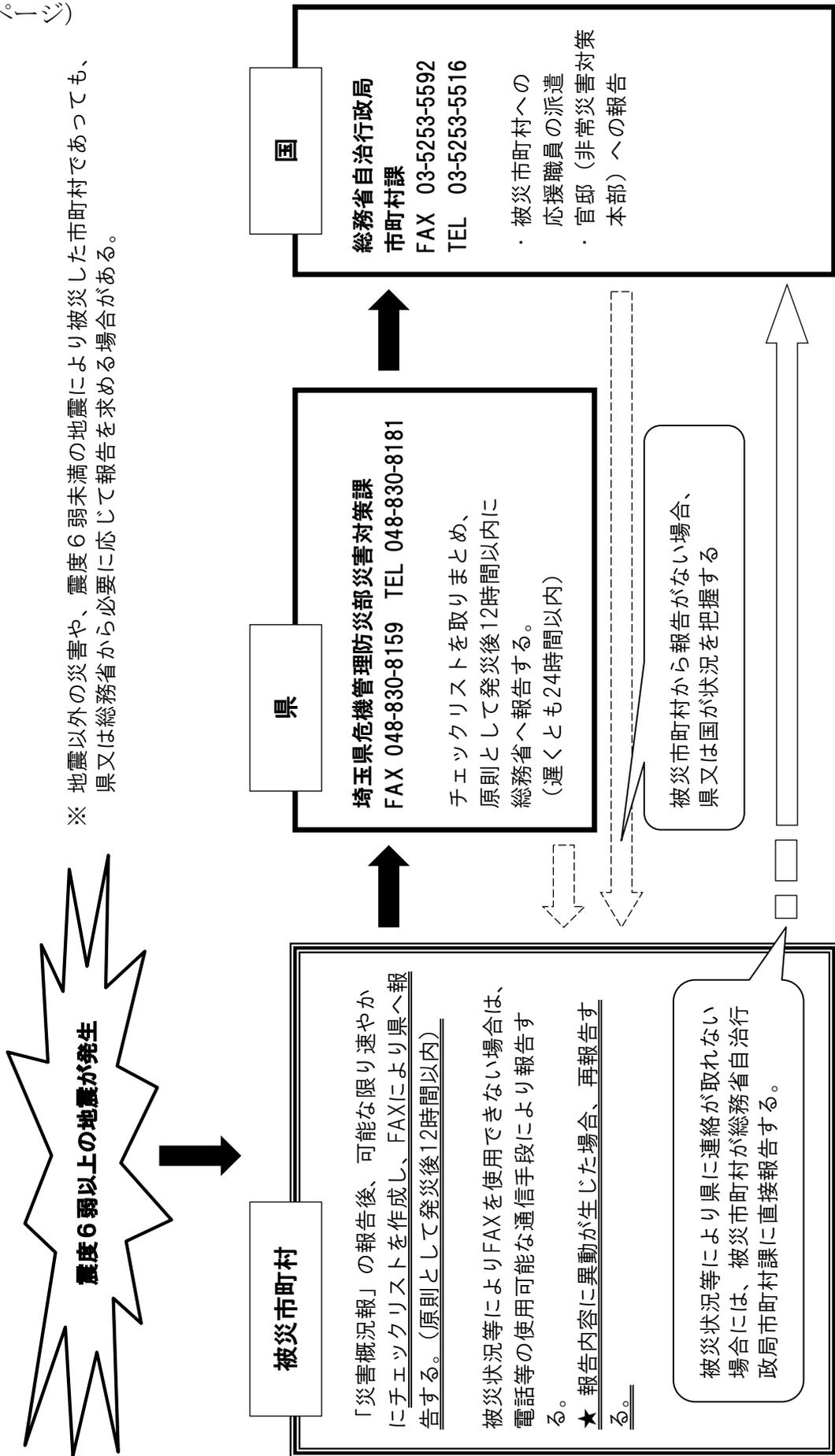
県は、警戒宣言発令時にスーパーマーケット等の小売業者に対して、営業の継続及び売り惜しみの防止を要請することとしている。当市においても、生活上必要な物資を確保するために、県と同様の措置を実施する。

2 輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において必要となる生活物資輸送は、市が所有する公用車による輸送及び協定に基づく一般社団法人埼玉県トラック協会いるま支部による輸送とする。

(計画108ページ)

市町村行政機能の確保状況の把握フロー



※ 地震以外の災害や、震度6弱未満の地震により被災した市町村であっても、県又は総務省から必要に応じて報告を求められる場合がある。

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>埼玉県災害対策課(FAX 048-830-8159 TEL 048-830-8181)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課(FAX 03-5253-5592 TEL 03-5253-5516)へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

報告日時 年 月 日 時 分
都道府県 埼玉県
市町村

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告者職名氏名 _____ 職名 _____ 氏名 _____
※都道府県等から派遣された者が記入する場合(派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

はい いいえ

① 市町村長の安否は確認できたか

はい いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

② 災害対策本部会議を定期的に行っているか

はい いいえ

③ 災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」という)の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい いいえ

④ 広報・報道対応を円滑に行っているか(プレスリリースの定例化等)

はい いいえ

⑤ 特記事項

2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか

はい いいえ

① 職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい いいえ

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

② 職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか

はい いいえ

③ 特記事項

3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか

はい いいえ

① 災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

② 主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

③ 安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい いいえ

④ 特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として発災後12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

資料第93 防災重点農業用ため池一覧

(計画68・278ページ)

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)
1	仙女ヶ池	大字女影字千町ヶ谷	4.8	88	32

資料第94 砂防指定地指定状況

(計画89・90ページ)

令和3年12月末現在

番号	事務所	溪流名
1	飯能	井尻谷
2	飯能	清流川
3	飯能	大沢掘川
4	飯能	関の入沢

資料第95 災害応急対策活動拠点一覧（広域防災拠点等）

（計画195ページ）

番号	名称	所在地	敷地面積 (㎡)	用途
1	日高市総合公園	大字高萩1500	20,000	消防、警察、自衛隊

資料第96 指定文化財集中場所および指定文化財建造物

(計画224・415ページ)

【指定文化財集中場所】

名称	所在地	種別
聖天院	日高市新堀990の甲	重要文化財・県指定有形文化財

【指定文化財建造物】

名称	所在地	種別
高麗家住宅	大字新堀850	国指定文化財
高麗神社本殿	大字新堀833	県指定文化財